

春日井市緑の基本計画

<現況及び課題>

令和2年7月時点

緑の審議会資料



春日井市

審議会資料 目次

| | |
|-------------------------------------|------------|
| 1. 計画の概要 | 1-1 |
| 1.1. 背景と目的 | 1-1 |
| 1.2. 計画の特徴 | 1-1 |
| 1.3. 計画の位置づけ | 1-2 |
| 1.4. 目標年次 | 1-2 |
| 1.5. 対象とする緑 | 1-3 |
| 1.6. 緑の機能 | 1-4 |
| 2. 緑の現況 | 2-1 |
| 2.1. 春日井市の概況 | 2-1 |
| 2.2. 緑地現況・緑化状況 | 2-6 |
| 2.3. 主な緑地・緑化施策の状況 | 2-13 |
| 2.4. “みどり”関連の政策と上位・関連計画等 | 2-18 |
| 3. 現況の緑の分析・評価及び緑づくりの課題 | 3-1 |
| 3.1. 5つの機能に対する緑の分析・評価 | 3-1 |
| 3.2. 緑づくりの課題 | 3-2 |

1. 計画の概要

1.1. 背景と目的

本市は、急速な都市化や開発によって失われつつある緑を取り戻し、美しい緑豊かなまちづくりを目指すために、昭和42（1967）年12月18日に「緑化都市」を宣言し、大切な緑を市民とともに守り、緑あふれる快適な生活環境づくりに取り組んできた。平成15（2003）年度には「春日井市緑の基本計画」を策定し、緑の整備や緑化活動等の取り組みを進めてきたが、計画策定から17年が経過し、人口減少・少子高齢化や財政制約、地球環境問題への対応といった社会的情勢の変化や、都市緑地法等の一部改正等緑を取り巻く環境は大きく変化してきている。

また、愛知県広域緑地計画が昨年度改訂されたことから、愛知県の方針に即した上で、今後の本市の緑の将来像を改めて見直し、その実現に向けた緑のまちづくりの取り組みを一層進めていく必要があるため、本計画の改訂を行う。

〔緑化都市宣言〕

急速な都市化や開発によって失われつつある緑を取り戻し、美しい緑豊かなまちづくりを目指すために、市では昭和42（1967）年12月18日に「緑化都市」を宣言しました。

（以下、原文そのまま）

30万都市の建設をめざすわが春日井市全域にわたる開発諸事業は、最近にいたりようやく各方面に巨大なる規模を市民の前に見せ始めました。一方開発諸事業の進展とともに自然が破壊され、交通、工場の公害などによっても街の緑は侵食されつゝあります。このまゝ放置すれば都市化の進展とともに市内の緑は影を没し、極めて憂慮すべき状態になりつゝあります。

このときにあたり、市は市民と一体となって失なわれんとする緑をとりもどし、美しい自然環境を新しくつくりあげ、緑に輝く都市づくりをするよう、計画的に植樹をすゝめ、緑化思想の啓発、自然の保護など緑化運動を強力に推進し、緑の希望あふれる青年都市春日井の都市づくりを行なうために、ここに「緑化都市」を宣言します。

1.2. 計画の特徴

本計画の特徴を挙げると、以下の通りである。

- ・ 「緑の基本計画」は、都市における緑のマスタープランとして、都市緑地法に基づく計画制度である。
- ・ 本計画は、公園・緑地の整備のみでなく、道路、河川、学校等の公共施設の緑化、民有地における緑地の保全及び緑化の推進、更には緑化意識の普及まで含めた、緑に関する総合的な計画である。
- ・ 本市の緑に関する地域資源を踏まえた計画とする。
- ・ 緑の保全・創出には、市民、事業者、行政が関係しており、計画を実効あるものにするため、相互の積極的な協力・連携が必要であり、策定する緑の基本計画の積極的な周知を図る。

1.3. 計画の位置づけ

本計画は、「第六次春日井市総合計画」を上位計画とし、都市計画マスタープランや環境基本計画、景観計画、地域防災計画、公共施設等マネジメント計画、立地適正化計画等との整合を図る。

また、市民憲章や緑化都市宣言等の市としての緑化に係る基本的な姿勢を踏まえ、計画を策定する。

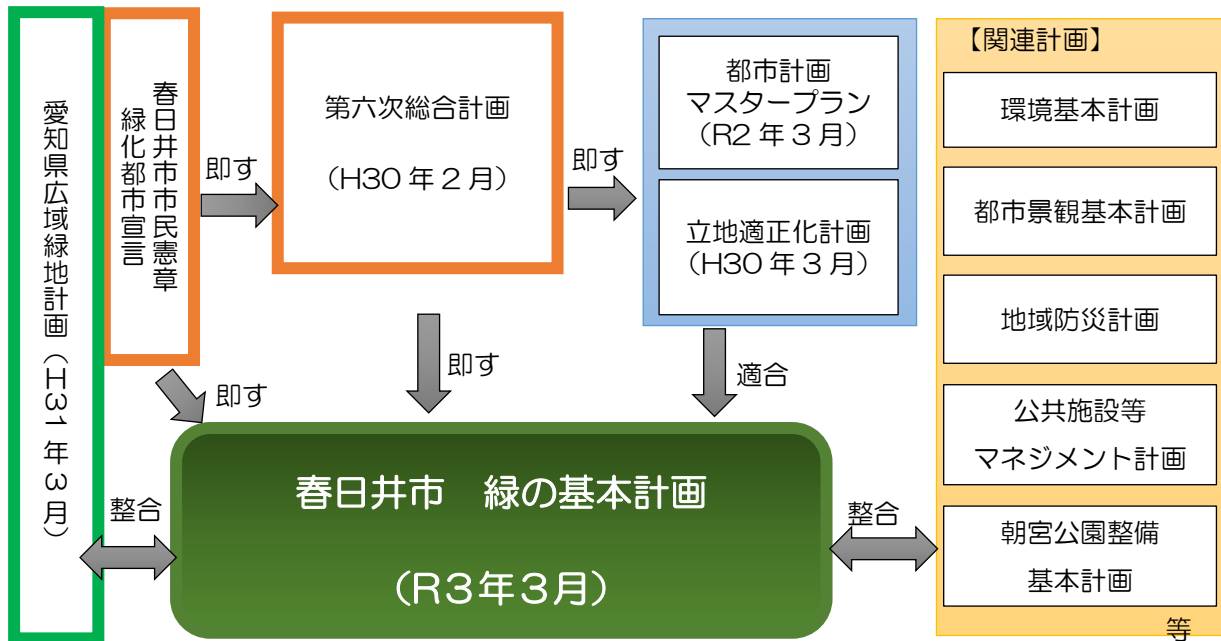


図 1-1 上位・関連計画等との関係

1.4. 目標年次

本計画は、長期的な視点で緑に関して目指すべき将来像を示すとともに、段階的に目指すべき将来像を実現するため、都市計画マスタープランの目標年次に合わせ、令和 13 (2031) 年3月を目標とした施策体系をとりまとめる。

また、計画の期間が長期にわたるため、施策をPDCAサイクルにより管理し、着実に計画を遂行していくものとする。

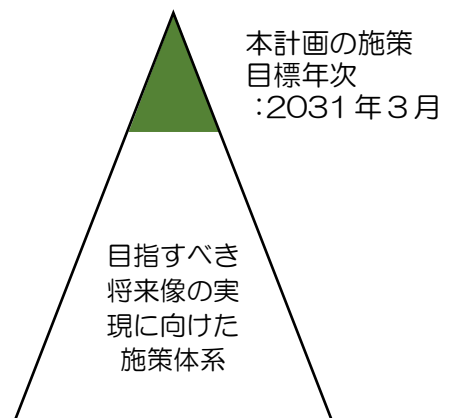


図 1-2 本計画の目標時期

1.5. 対象とする緑

緑の基本計画が対象とする「緑地(※)」は、緑の基本計画ハンドブック（日本公園緑地協会）によると、制度的に大きく、都市公園法で規定される都市公園と都市公園以外の公共施設緑地（都市公園以外の公有地、又は公的な管理で公園緑地に準ずる機能を持つ施設）及び民間施設緑地（私有地で公園緑地に準ずる機能を持つ施設）からなる「施設緑地」、法や協定、条例により規定された「地域制緑地」に分けられる。

※緑地 樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地またはこれらに隣接する土地（農地であるものを含む。）が、単独若しくは一体で、良好な自然環境を形成しているもの（都市緑地法第3条 第1項）

本計画で対象とする緑は、公有地、私有地を含むすべての「木・草・花などの植物」や「樹林地、農地（田・畑）、草地などのみどりが覆っている土地」や「水辺・水面、街路樹、公園・緑地やオープンスペースなどの植物と一体となった空間」、「学校や私有地の緑地や屋上・壁面緑化などの施設緑化」などとする。

特に、制度によって保全・確保された緑地にあたる施設緑地や地域制緑地は、持続性や担保性の高い緑であり、施策によって計画的に確保する緑である。

表 1-1 緑の分類

| | | | | | |
|----------------|--|--------|---------|---------------------------------|---|
| 緑 | 緑地 (制度等により確保される緑) | 施設緑地 | 都市公園等 | 都市公園 | 街区公園、近隣公園、都市緑地、緑道等 |
| | | | | 公共施設緑地 | 児童遊園・ちびっ子広場、学校グラウンド、公共施設の緑地、河川敷の緑地、街路樹等 |
| | | | 民間施設緑地 | 市民緑地、社寺林、公開空地、開発等による緑地、調整池等 | |
| | | 地域性緑地 | 法によるもの | 生産緑地地区、特別緑地保全地区、農業振興地域農用地、河川区域等 | |
| | | | 協定によるもの | 緑地協定の緑地等 | |
| | 条例等によるもの | 保存樹林地等 | | | |
| その他（制度等によらない緑） | 住宅等の庭木や草花、法律や条例等により規制を受けていない私有地の樹林、農地等 | | | | |

本計画では、これら緑についての、「緑地の保全（公園・緑地、保全されている地域等）」、「緑化の推進（私有地、公共用地）」、「緑の取組み（普及啓発・参画、官民連携等）」を取りまとめる。

1.6. 緑の機能

緑には、以下のような機能が求められる。

①環境保全機能

（生物の生息・生育空間の確保（生物多様性）、地球温暖化防止、ヒートアイランド現象の緩和、騒音の緩和等）

②レクリエーション機能

（自然とのふれあいの場、リフレッシュ・レクリエーション・スポーツの場、子どもの遊び場）

③防災・減災機能

（震災時の避難路や避難場所の確保、延焼防止、雨水浸透による水害の未然防止等）

④景観機能

（田園風景など地域らしい景観の形成、都市のうるおい・安らぎとなる緑、季節感）

⑤経済・活力に係る機能

（官民連携による緑化、公園・街路樹の維持管理に係る民間活力の活用、市民団体・コミュニティ等の活動拠点）

2. 緑の現況

2.1. 春日井市の概況

本市は濃尾平野の北東部、名古屋市の北東に位置しており、尾張北部地区広域行政圏の中心的な都市となっている。市域は東西15.7km、南北13.7km、面積は92.78km²である。

地形は東高西低の地盤傾斜で、濃尾平野と尾張丘陵に接し、北東部は弥勒山・道樹山等の400m前後の山地が連なり多治見盆地との分水嶺となっている。その西側に広がる標高200m以下の丘陵地域は、内津川等の河川により浸食され谷地形を形成し、市域の大部分は段丘地形が発達している。

市内には、東名高速道路をはじめ中央自動車道、名古屋第二環状自動車道、一般国道19号や155号など、近隣圏域へのアクセス道路網が形成されている。

鉄道は、JR中央本線、名鉄小牧線、TKJ（東海交通事業）城北線、愛知環状鉄道の鉄道網や県営名古屋空港に隣接する利便性の高い広域交通網にも恵まれている。



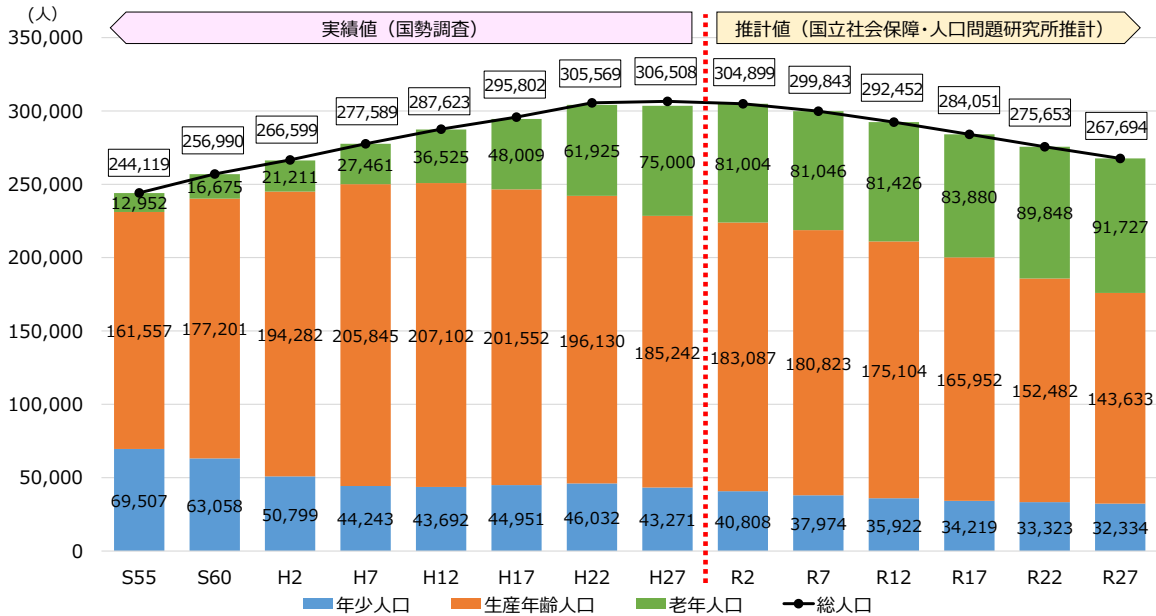
図2-1 位置図

(1) 人口

市街化区域内の約8割で土地区画整理事業による計画的な都市基盤整備が進んだこともあり、昭和49年には人口20万人、平成17年には人口30万人を突破し、その後も人口は増加を続け、平成27年現在の人口は30.6万人と、中部圏の中堅都市として発展してきた。

2. 緑の現況

今後の人口の見通しは、本市の総人口は平成 27 年をピークに減少傾向に転じ、令和 27 年には約 12.7%の減少が見込まれるとされている。



(注) 総人口には年齢不詳が含まれるため、各年齢区分の合計は総人口と一致しない場合がある。

(出典：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 30 年 3 月推計）」)

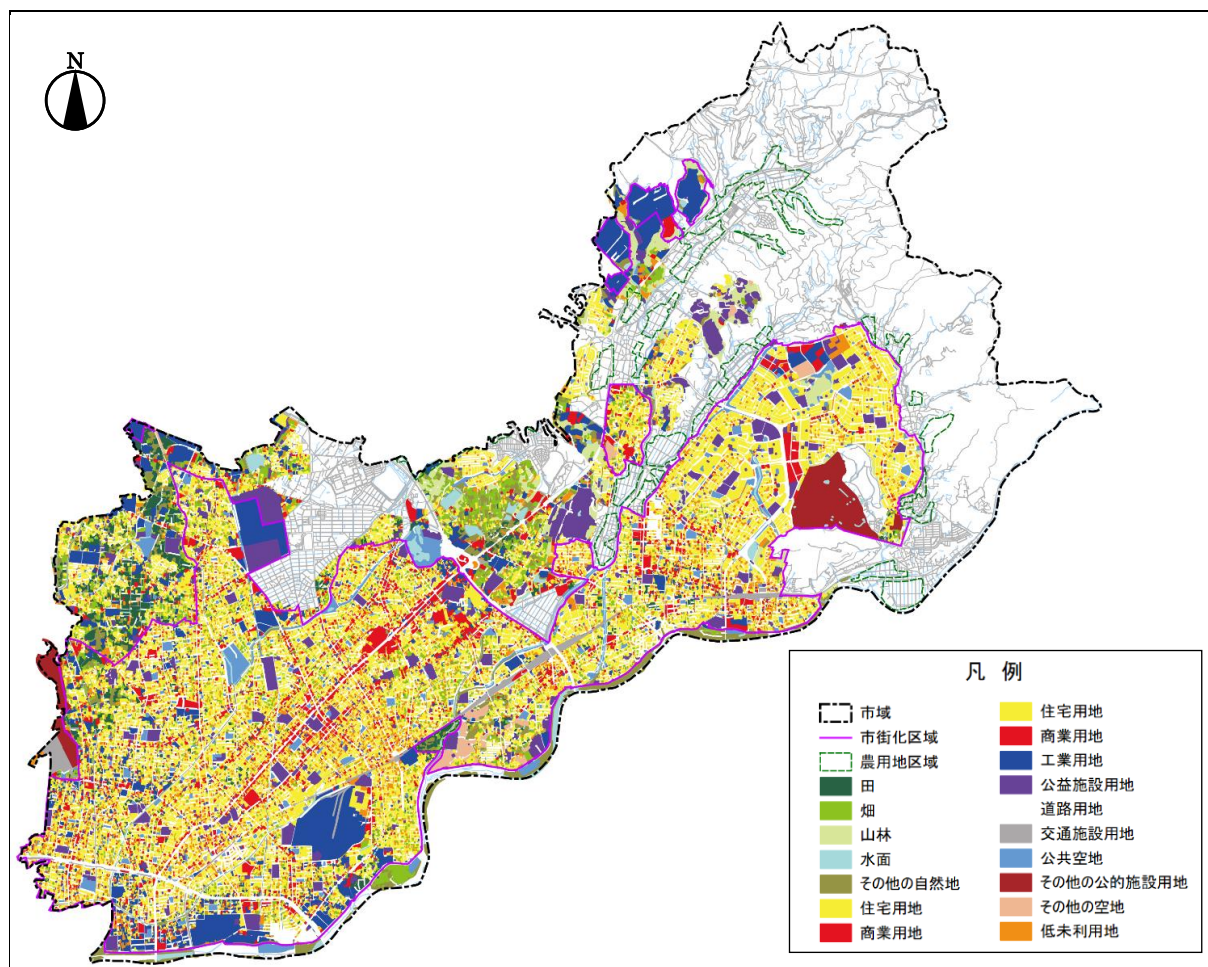
図 2-2 年齢 3 区分別人口

(2) 土地利用

先史時代から庄内川沿いに集落が形成された本市は、近世には治水事業による新田開発、戦前は軍需産業都市、戦後は内陸工業都市として発展、高度成長期以降は区画整理やニュータウン建設により住宅都市としての性格が強まってきた。

本市は、市全域が都市計画区域(9,278ha)であり、うち、約半数にあたる 4,709ha が市街化区域に指定されている(平成 28 年都市計画基礎調査時点)。

市街化区域の多くが土地区画整理事業によって整備されているため、田、畑等の農地、山林などの自然的土地利用は市街化区域内の約 1 割と少なく、約 9 割が住宅用地や商業用地、工業用地等の都市的土地利用となっている(平成 30 年都市計画基礎調査)。また、計画的な市街地開発と人口の定着により、本市の人口集中地区(4,652ha:平成 27 年国勢調査時点)は、おおよそ市街化区域と一致しており、総人口の 9 割弱に相当する約 271,984 人(1ha 当り 58 人)が居住している。



(出典：平成 30 年度 都市計画基礎調査)

図 2-3 土地利用現況

(3) 市街地の整備状況

本市の土地区画整理事業は、50 地区（3,437.6ha）が施行済であり、3 地区（178.9ha）が施行中である。

施行中の土地区画整理事業を含めると、市街化区域の 77%が土地区画整理事業により整備されている。

近年の開発の傾向（2007 年度から 2013 年度）として、住宅系の開発許可は、市街化区域では点在しており、市街化調整区域では西部の市街化区域隣接地のまとまった開発をはじめ住宅地の周辺等に点在している。

工業系の開発許可は、比較的大規模な開発が西部の国道 155 号沿道、春日井 IC 北側、市北部の国道 19 号沿道及び白山線周辺の市街化調整区域にあった。

また、市街地整備上の諸問題を補うとともに、地区レベルで良好な住環境を創出し、まちづくりを行うため、12 地区（約 172.1ha）の地区計画を計画決定している。

(4) 環境

気候は、太平洋に面した東海式気候区に属しており、比較的温暖で年間を通じて快

晴の日が多く、動植物の生育に適している。

また、市内には一級河川を始め準用河川や砂防流域河川まで合わせると40あまりの河川があり、庄内川水系と新川水系に分けられ、地下水も含め良好な水環境を維持できている。

また、大気に関しても、環境計画に基づく評価項目が達成されており、良好な大気環境を維持できている。ただし、環境騒音の評価項目においては、自動車騒音について改善が必要となっている。

(5) 災害対策

① 災害の発生状況

本市の風水害の被害については、近年では、平成23年9月13日の台風15号による大雨に伴い、庄内川、八田川、地蔵川の水位が短期間に上昇し、八田川は越水する事態となった。河川による被害のほか、内水による被害も多く出ており、市域の広範囲で被害が出ている。

なお、農地が広がる田園地帯は、集中豪雨時等の都市型災害の防止機能を担う貴重な空間である。

地震の被害については、市内には現在のところ活断層は確認されておらず、近年大規模な地震災害は発生していない。

しかし、本市を含め愛知県下全市町村は「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されており、ひとたび南海トラフを震源とした大規模地震が発生すると、市内の一部地域で震度6弱の揺れが発生すると予測されている。

② 防災拠点・避難場所

春日井市の避難所は、指定避難所として41施設、福祉避難所として16施設が指定されている。避難場所には、都市公園やグラウンドが広域避難場所として8箇所、緊急避難場所として72箇所が指定されている。

また、本市の幹線道路の一部は、市及び県指定緊急輸送道路等にも指定されており、災害応急活動を円滑に実施するための道路であるが、災害直後の避難の幹線道路として利用できる配置になっている。

なお、市街地内で随所にみられる住宅の生垣、道路植栽等のみどりや河川は、火災等の被害を軽減する緩衝機能や避難動線上にあることで避難の安全性向上として期待される。

(6) 歴史・文化

本市の歴史は古く、旧石器時代から近世まで200箇所を超える遺跡の所在が確認されており、文化財についても春日井の歴史を物語るものが数多く残されている。なかでも味美二子山古墳は90メートルを超える大きな古墳で国史跡に指定されている。

また、県道内津勝川線は、名古屋から勝川・坂下・内津などを通り、岐阜県へと続く下街道にあたり、江戸時代より多くの商人や旅人が行き交った。

昭和52年より、かんがい用溜池である落合池の桜を始めとする樹木や池の景観を活かした、春日井市を代表する公園として整備され、平成元年7月に「日本の都市公園100選」の一つに選ばれた落合公園には、約90種約1,000本の桜が植えられている。

(7) レクリエーション・観光

① レクリエーションの場

市民が日常的なレクリエーション活動を行う場として、都市公園や児童遊園、広場等が整備されている。

特に、二子山公園、朝宮公園、落合公園、潮見坂平和公園については、八田川・生地川、ふれあい緑道で結んだ緑のネットワークが構築されている。

公共のスポーツ施設では、運動公園内に野球場やテニスコート、体育館、多目的グラウンド等が整備されている。その他、野外キャンプ場として細野キャンプ場が、野外教育センターとして少年自然の家が整備されている。

また、朝宮公園にて、スポーツや健康づくり、外遊びの場としての機能をより一層充実させるための再整備が進められているほか、落合公園においては新たな魅力創出を図るため官民連携による取り組みが検討されている。

② 観光の場

本市は、「サボテンのまち」、「書のまち」、「剣道のまち」など、歴史や自然を感じる施設やイベントの開催等、さまざまな方向から日本の伝統や新しいブランドを発信している。

日本人観光客は、岐阜県からの来訪が突出して多く、次いで三重県、静岡県と近隣県居住者となっている。一方、外国人観光客は、中華人民共和国からの観光客が突出して多く、次いで台湾、香港、大韓民国と近隣諸国からの訪日客となっている。

2.2. 緑地現況・緑化状況

2.2.1. 緑の概況

平成 30 年度時点の市街化区域及び市街化想定区域の合計緑地面積^{※1} は約 1,168.4ha で緑被率^{※2} は全体の約 18.6%と平成 25 年度の約 20.3%からやや減少している。また、緑地面積のうち、約 35.2%を農地が占めている。

市街化区域の緑地面積は約 481.5ha（5年前の 579.7ha から約 16.9%減少）であり、市街化区域及び市街化想定区域全体の緑地面積の約 41.2%となっている。また、約 37.8%を公共空地が、約 35.9%を農地が占めている。

市街化区域内の農地は、土地区画整理事業施行済みの地域も含め、名鉄春日井駅周辺及び JR 春日井駅と JR 神領駅の間の JR 中央本線南側などで分布している。

※1 樹木、草地、農地、園地等の緑地で覆われた面積を航空写真等を活用して算出した面積

※2 緑被率とは、一定の地域で、樹林・草地、農地、園地等の緑で覆われる緑地の面積割合で自然度を表す指標の一つ（緑地面積/敷地面積×100%）。

表 2-1 緑の現況量

| 区 分 | 市街化区域 | | | | 市街化想定区域 | | | | |
|----------------|--------------|-------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|------|
| | H25年度 | | H30年度 | | H25年度 | | H30年度 | | |
| | 面積(ha) | 割合(%) | 面積(ha) | 割合(%) | 面積(ha) | 割合(%) | 面積(ha) | 割合(%) | |
| 緑被面積 | ①樹林地(山林) | 37.9 | 0.8 | 38.7 | 0.8 | 98.3 | 6.5 | 101.2 | 6.5 |
| | ②草地(その他自然地) | 78.8 | 1.7 | 43.9 | 0.9 | 213.0 | 14.1 | 196.4 | 12.6 |
| | ③農地(田・畑) | 239.6 | 5.1 | 172.8 | 3.7 | 247.7 | 16.3 | 238.7 | 15.3 |
| | ④小計(ha)(①~③) | 356.2 | 7.6 | 255.4 | 5.4 | 559.0 | 36.9 | 536.4 | 34.4 |
| ⑤水面(ha) | 44.3 | 0.9 | 43.9 | 0.9 | 85.1 | 5.6 | 98.4 | 6.3 | |
| ⑥公共空地(ha) | 179.2 | 3.8 | 182.1 | 3.9 | 39.1 | 2.6 | 52.2 | 3.3 | |
| ⑦緑地面積(ha)(④~⑥) | 579.7 | 12.3 | 481.5 | 10.2 | 683.1 | 45.1 | 686.9 | 44.1 | |
| ⑧区域面積(ha) | 4,708.6 | - | 4,709.6 | - | 1,515.8 | - | 1,557.0 | - | |
| ⑨緑被率(⑦/⑧) | 12.3 | - | 10.2 | - | 45.1 | - | 44.1 | - | |

(出典：平成 25 年度・平成 30 年度 都市計画基礎調査)

2.2.2. 緑地・緑化現況

(1) 緑地現況量

本市の総緑地面積^{*}は、2,767.1ha であり、市全域の 29.8%を占めている。

また、市の総緑地面積の約 86.1%にあたる 2,381.3ha が法令により保全緑地の促進を位置付けている地域制緑地となっている。

施設緑地では、街区公園の 59.5ha が、地域制緑地では、地域森林計画対象民有林の 1,543.8ha が、各区分の中で最も多い面積を占めている。

また、本市における一人当たり都市公園面積は 11.4 m²、一人当たり都市公園等面積では 12.4 m²であり、都市公園法において位置付けられている一人当たり都市公園面積の標準 10 m²以上(全区域、市街地においては 5 m²以上)を上回っており、全国平均値の 10.4 m²/人の水準も上回っている。

※ 法令等により整備された緑地の面積

表 2-2 市内の緑地の状況

| 緑地種別 | | 整備量 | | ㎡/人 | 備考 | |
|-----------------|-------------|---------|--------|--------|--------|-----|
| | | ヶ所 | 面積(ha) | | | |
| 都市公園 | 住区基幹公園 | 街区公園 | 203 | 59.5 | 1.9 | |
| | | 近隣公園 | 21 | 32.0 | 1.0 | |
| | | 地区公園 | 3 | 14.9 | 0.5 | |
| | 都市基幹公園 | 総合公園 | 1 | 24.6 | 0.8 | |
| | | 運動公園 | 1 | 12.5 | 0.4 | |
| | 基幹公園 計 | | 229 | 143.5 | 4.6 | |
| | 特殊公園 | | 4 | 68.2 | 2.2 | |
| | 緑道 | | 5 | 49.2 | 1.6 | |
| | 都市緑地 | | 9 | 59.4 | 1.9 | |
| | 都市計画公園・緑地 計 | | 247 | 320.3 | 10.3 | |
| | その他公園 | 住区基幹公園 | 街区公園 | 7 | 2.1 | 0.1 |
| | | | 近隣公園 | 1 | 1.2 | 0.0 |
| | | | 地区公園 | 1 | 5.3 | 0.2 |
| | | 基幹公園 計 | | 9 | 8.5 | 0.3 |
| | 緑道 | | 1 | 0.1 | 0.0 | |
| 都市緑地 | | 29 | 27.4 | 0.9 | | |
| その他公園・緑地 計 | | 39 | 36.0 | 1.2 | | |
| 都市公園 計 | | 286 | 356.2 | 11.4 | | |
| 公共施設緑地 | 児童遊園 | | 107 | 8.7 | 0.3 | |
| | ちびっ子広場 | | 106 | 6.1 | 0.2 | |
| | その他 | | 14 | 14.8 | 0.5 | |
| | 公共施設緑地 計 | | 227 | 29.6 | 1.0 | |
| 都市公園等 計 | | 513 | 385.8 | 12.4 | | |
| 民間施設緑地 | | 160 | 160 | 5.1 | | |
| 施設緑地 計 | | 673 | 545.8 | 17.5 | | |
| 地域制緑地 | 特別緑地保全地区 | | 1 | 9.0 | 0.3 | |
| | 生産緑地地区 | | 278 | 29.2 | 0.9 | |
| | 農業振興地域農用地区域 | | — | 799.0 | 25.7 | |
| | 地域森林計画対象民有林 | | — | 1543.8 | 49.6 | |
| | 法によるもの 計 | | — | 2380.9 | 76.5 | |
| 協定によるもの | | 1 | 0.3 | 0.0 | 図面上で求積 | |
| 地域制緑地 計 | | — | 2381.3 | 76.5 | | |
| 緑地総計 | | — | 2767.1 | 88.9 | | |
| 人口 | | 311.1 | | 千人 | | |
| 面積 | | 9,278.0 | | ha | | |
| 緑地の確保水準 | | 29.8 | | % | | |
| 住民1人あたりの都市公園等面積 | 都市公園 | 11.4 | | ㎡/人 | | |
| | 都市公園等 | 12.4 | | ㎡/人 | | |

※民間施設緑地については、緑地協定（令和2年6月末現在307件）による整備量を掲載

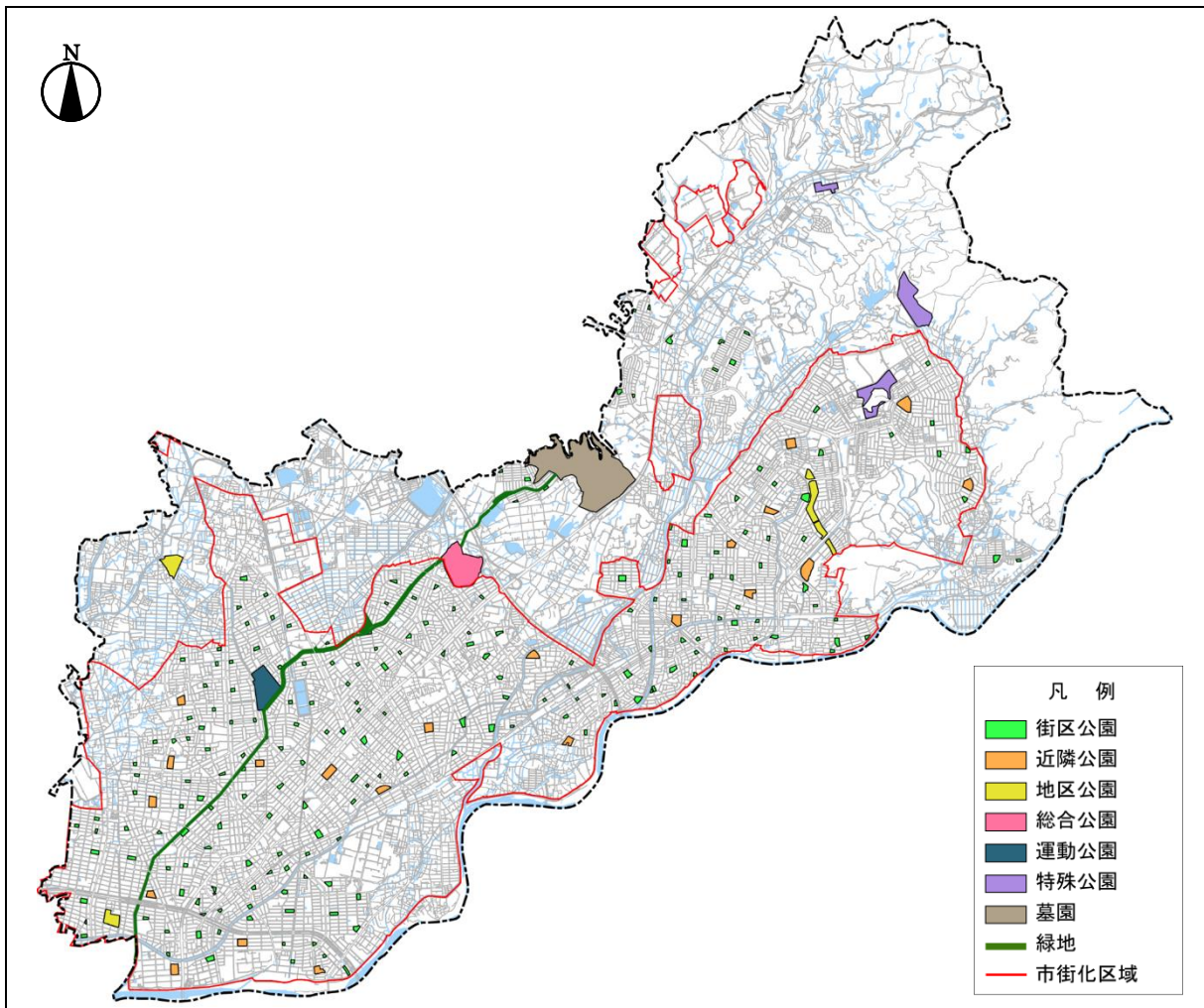
（出典：公園緑地課「都市公園・児童遊園・ちびっ子広場一覧表 令和2年度」）

(2) 施設緑地の状況

本市の都市計画公園・緑地のうち、都市計画決定された 247 箇所はすべて供用済みであるが、朝宮公園（運動公園）や春日井ふれあい農業公園（特殊公園）等、一部未供用部分の公園がある（令和2年4月1日時点で、計画決定面積 393.9ha に対し、供用済み面積 320.3ha（81.3%）となっている）。

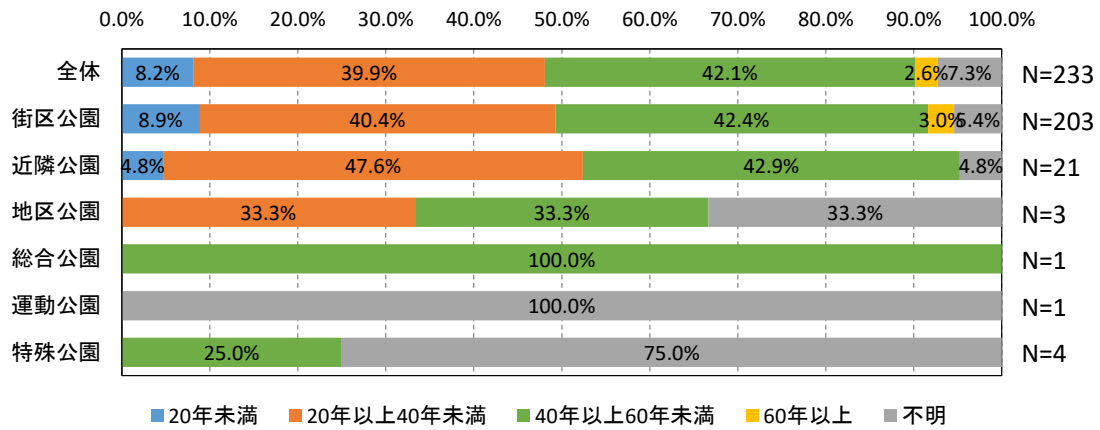
また、緑道・都市緑地を除いた都市計画公園 233 箇所のうち、供用開始後 40 年以上経過する公園は 104 施設と全体の約 44.7%を占め、施設の長寿命化を図るとともに、施設周辺の環境要因に合わせたリニューアル等が必要なものも見受けられる。

なお、民間施設緑地については、企業の所有するグラウンドや企業敷地における植栽等、緑化協定を締結していない施設についても、緑化の取組みが図られているものが存在している。



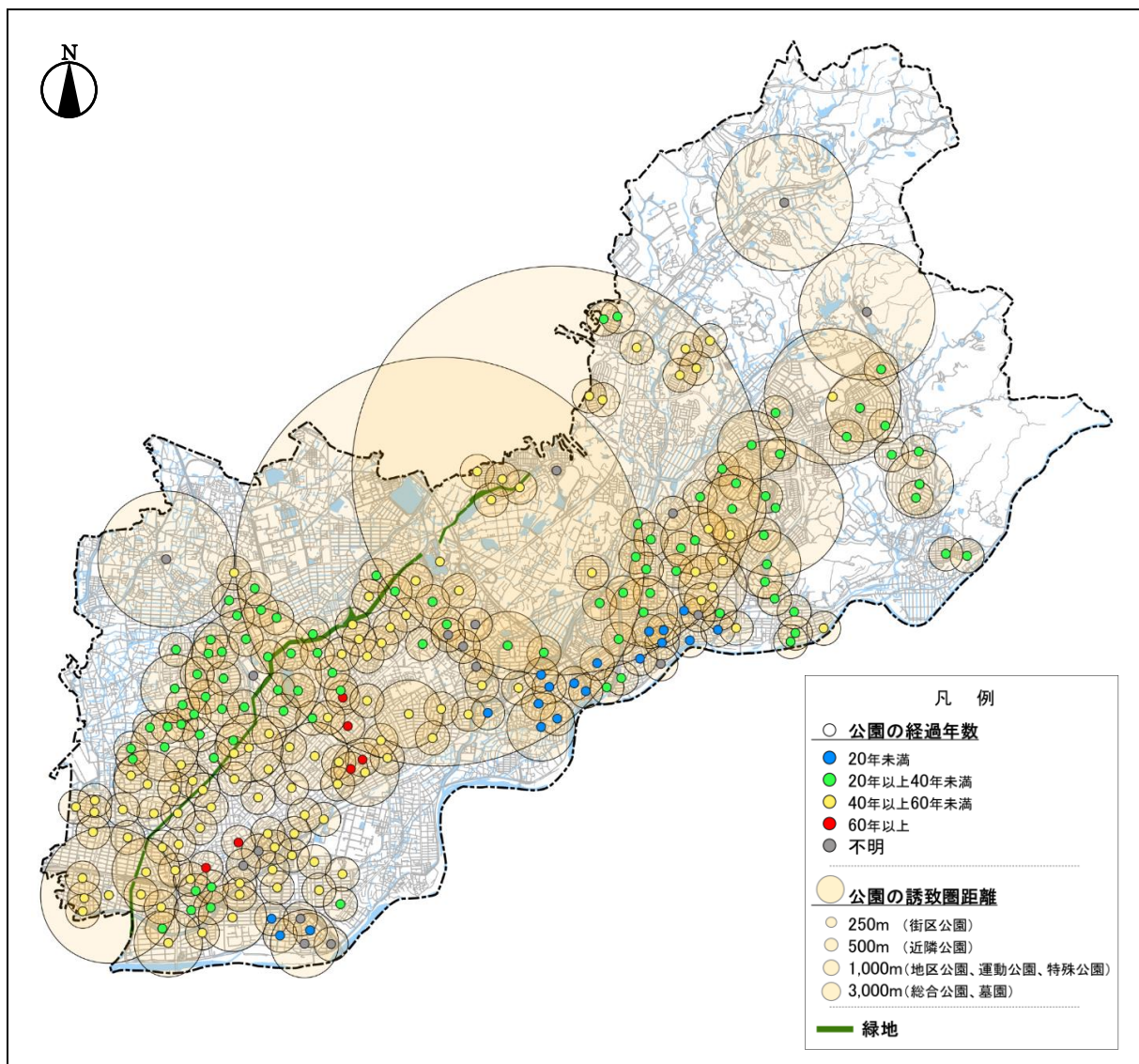
（出典：平成 29 年度 都市計画基礎調査）

図 2-4 都市計画公園の位置図



(出典：平成 29 年度 都市計画基礎調査)

図 2-5 公園種別ごとの開設後経過年数



(註) 誘致圏距離は、都市公園法施行令に規定されていたもの（平成 15 年 3 月 28 日より廃止）及び施設規模をもとに設定

(出典：平成 29 年度 都市計画基礎調査)

図 2-6 都市計画公園の開設後経過年数と誘致圏

(3) 地域性緑地の状況

本市の地域性緑地は、法によるものとして、特別緑地保全地区が 1 箇所(9.0ha)、生産緑地地区が 278 箇所(29.2ha) 指定されているほか、尾張西三河地域森林計画の対象民有林が 1,543.8ha となっている。

また、協定によるものとして、緑地協定を 1 件(0.3ha) 締結している。

(4) 街路樹の状況

令和 2 年 4 月 1 日時点の街路樹の整備状況を表 2-9 に示す。

現在、街路樹に係るガイドラインはなく、地域を特徴づける植樹など、計画的な整備は行われていない。

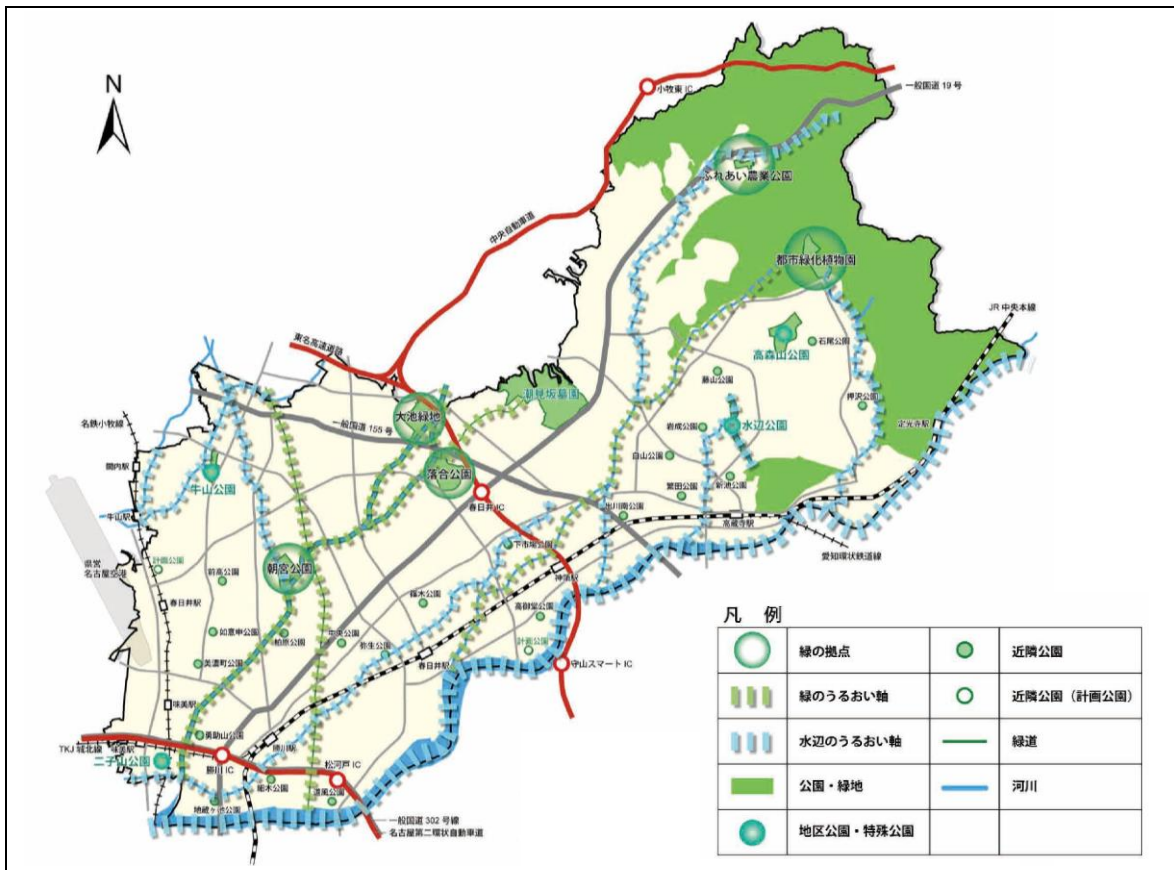
主要な緑の拠点を結ぶ緑のうるおい軸を重点に、街路樹の整備を進める必要がある。

市内の都市計画道路は、77 路線、延長 190,820m が決定されている。都市計画道路の内、69 路線、延長 149,690m が整備済みであり、整備率は約 78.4%となっている。今後の都市計画道路の整備の際、街路樹も含めた計画とすることが望ましい。

表 2-3 街路樹の整備状況

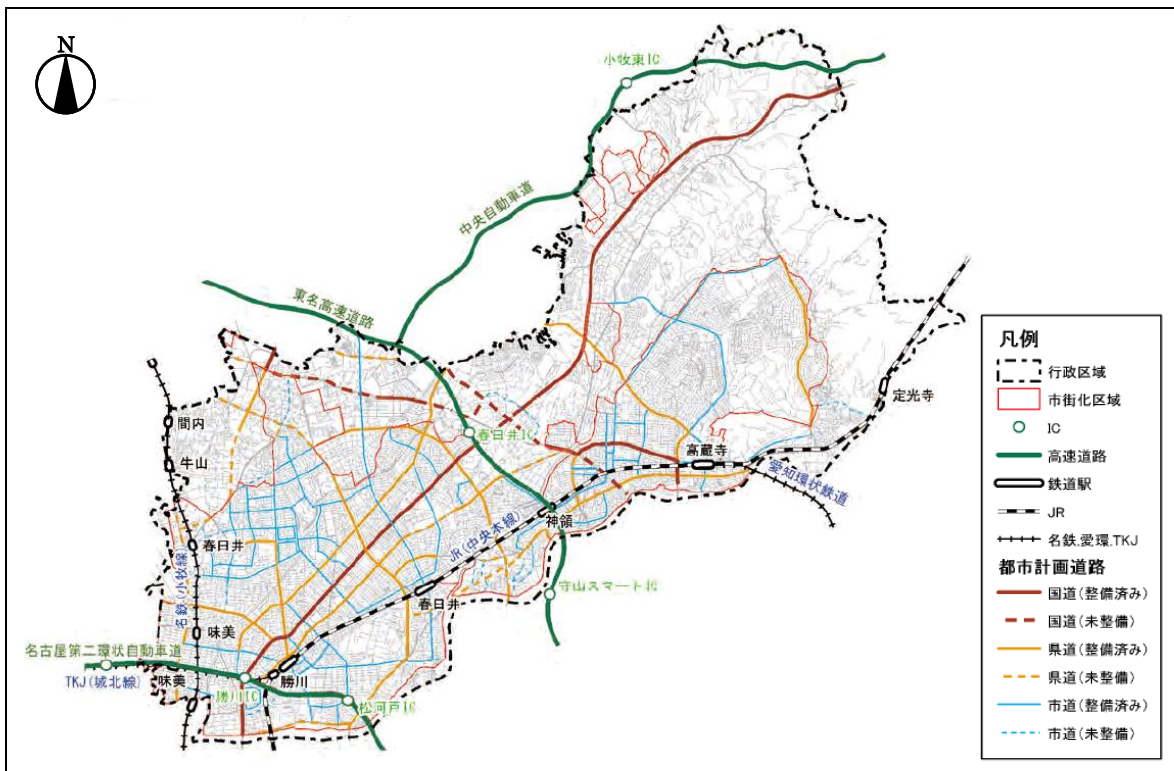
| | |
|-------------|-------------------------|
| 緑化路線数量 | 208 路線 |
| 緑化道路延長 | 108,545.0 m |
| 街路樹(高木) | 13,923 本 |
| 街路樹(中木) | 2,027 本 |
| 街路樹(低木) | 38,002.9 m ² |
| 道路付付帯緑地(高木) | 602 本 |
| 道路付付帯緑地(中木) | 130 本 |
| 道路付付帯緑地(低木) | 4,582.0 m ² |

(出典：平成 29 年度 都市計画基礎調査)



(出典：春日井市都市計画マスタープラン)

図 2-7 公園緑地整備図



(出典：春日井市都市計画マスタープラン)

図 2-8 都市計画道路整備状況

2.2.3. その他

(1) 天然記念物等

本市では、1件の天然記念物（ のシデコブシ自生地）が指定されている。

シデコブシは、モクレン科に属する日本固有の遺存種で、限られた地域に自生している特異な分布型の植物であり、開発の犠牲、生育環境の悪化などにより絶滅が危惧されている。

かつては、 の各所で自生していたが、今では の一部でしか確認されていない。

 は、100株以上が群落をなして生育する市内最大のシデコブシ自生地となっている。



図 2-9 シデコブシ

(2) 動植物相

「希少種センサス（平成 24 年、25 年）」により、春日井市希少野生動植物種に指定されているシデコブシ、ナゴヤダルマガエル、ヒメタイコウチが などの湿地環境に、ヒメカンアオイ、ササユリ、ヨタカ、ギフチョウが に、カヤネズミが に生育・生息していることが明らかとなった。

また、希少野生動植物種には指定されていないものの市域においては希少と考えられるヘビノボラス、ヒバリ、コバネイナゴなど調査対象とした多くの種についても、湿地環境や農耕地周辺の草地環境に少ないながら生育・生息していることがわかった。

2.3. 主な緑地・緑化施策の状況

2.3.1. 緑地協定・緑化協定等

(1) 緑地協定

緑地協定は、都市緑地保全法に基づき、良好な環境を確保する目的で、相当規模の一団の土地において、土地所有者等の全員の合意により緑地協定を締結するものである。

本市では、「タウン石尾台」と緑地協定を締結（平成 15 年度）している。

表 2-4 緑地協定制度

| 種類 | 概要 | 協定者 | 協定内容 |
|------------------|---|--|--|
| 45 条協定 (全員協定) | 既にコミュニティの形成がなされている市街地における土地所有者等の全員の合意により協定を締結し、市町村長の認可を受けるもの。 | <ul style="list-style-type: none"> ・土地の所有者（民間デベロッパー等を含む） ・土地の借地権者（地上権又は借地権を有する者） | <ul style="list-style-type: none"> ・緑地協定の目的となる土地の区域 ・次に掲げる緑化に関する事項のうち必要なもの <ol style="list-style-type: none"> ①保全又は植栽する樹木等の種類 ②保全又は植栽する樹木等の場所 ③保全又は設置するかき又はさくの構造 ④その他緑地の保全又は緑化に関する事項 |
| 54 条協定 (一人協定) | 開発事業者が分譲前に市町村長の認可を受けて定めるもの。 3 年以内に複数の土地の所有者等が存在することになった場合に効力を発揮する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業の仮換地の使用収益権者 | <ul style="list-style-type: none"> ・緑地協定の有効期間（5 年以上 30 年未満） ・緑地協定に違反した場合の措置 |

(2) 緑化協定

開発事業区域面積が 0.3 ヘクタール以上のもの（ただし、住宅地として開発する場合は、開発事業区域面積が 0.1 ヘクタール以上のもの）、住宅の計画戸数が 10 戸以上のものについては、「春日井市緑化の推進に関する条例」第 15 条の規定に基づき市と事業者で緑化協定を締結している。

令和 2 年 6 月末時点で 307 件(1,609,892 m²)の緑化協定を締結している。

※春日井市緑化の推進に関する条例（昭和 48 年 3 月 31 日）：緑化の推進について必要な事項を定めることにより、市、市民及び事業者との協働による良好

な都市環境の形成を図り、もって市民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的とした条例。

第 15 条 市長は、良好な環境を確保するため必要があると認められる土地については、当該土地の所有者若しくは管理者又はそこで事業活動を行う事業者と当該土地の緑化のために必要な事項を内容とする協定を締結することができる。

2.3.2. 指定地区

(1) 特別緑地保全地区

特別緑地保全地区は、都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度である。

本市においては、「高蔵林特別緑地保全地区」が指定されており、平成 17 年～18 年にかけて植生等調査が実施されている。

※都市緑地法第 12 条：都市計画区域内の緑地で次の各号のいずれかに該当する土地の区域については、都市計画に特別緑地保全地区を定めることができる。

- 一 無秩序な市街地化の防止、公害又は災害の防止等のため必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な位置、規模及び形態を有するもの
- 二 神社、寺院等の建造物、遺跡等と一体となって、又は伝承若しくは風俗慣習と結びついて当該地域において伝統的又は文化的意義を有するもの
- 三 次のいずれかに該当し、かつ、当該地域の住民の健全な生活環境を確保するため必要なもの
 - イ 風致又は景観が優れていること。
 - ロ 動植物の生息地又は生育地として適正に保全する必要があること。

(2) 自然環境保全地区・自然環境ふれあい地区

「春日井市自然環境の保全を推進する条例」に基づき、「自然環境保全地区・ふれあい地区」を指定するため、生物の生育生息環境や地形・地質等の調査を行っている。

その調査報告として、各候補地の特徴を紹介し、自然環境保全に対する理解を深めていただくためパンフレット「守りたい春日井の自然 自然環境保全地区等候補地調査報告（概要版）」を作成している。

※春日井市自然環境の保全を推進する条例（平成 16 年 12 月 16 日）：自然環境の保全について必要な事項を定めることにより、優れた自然環境及び身近で良好な自然環境を確保することを目的とした条例。

2.3.3. 公園・緑地等における指定管理者制度の状況

平成 15 年 9 月に地方自治法の一部が改正され、公の施設管理に民間のノウハウを活用し、住民サービスの向上を図るとともに、経費の縮減等を図ることを目指し、公の施設の「指定管理者制度」が創設され、本市では平成 18 年 4 月から積極的に制度の活用を行っている。

本市の公園・緑地に関する主な指定管理者導入施設は、「春日井市ふれあい農業公園」1 施設（2020 年 4 月現在）となっている。

また、地域の小公園は、主に自治会によって管理されている。

表 2-5 公園・緑地に関連する管理状況

| 施設名称 | 指定管理者 | 指定期間 | 担当課 |
|----------|----------------|-----------------------------|-----|
| ふれあい農業公園 | T・I・Tふれあい農園共同体 | 平成31年11月1日から 令和6年3月31日まで | 農政課 |

（出典：春日井市ホームページ）

2.3.4. ”みどり”に関する市民活動等

(1) 緑の奨励金事業

本市では、平成 29 年 4 月より、地域においてまちを緑あふれる魅力的なものにする活動（地域の緑化ボランティア活動）を実践する市民団体等に対し、春日井市緑化振興基金を活用した「緑の奨励金」の交付によって、その育成支援を図り、市民主体の息の長い地域の緑化推進を応援している。

助成の対象となる活動は、次の要件を全て満たす必要がある。

- ・市内で実施する苗木、花苗等を新たに植栽する活動であること。
- ・地域の緑化の向上を目的としたものであること。
- ・樹木、花等の植物を健全に育て、美しい景観を保つため適正な維持管理に努めるものであること。
- ・当該活動に関して市又は、他の団体等から補助金等を受けていないこと。

助成の対象となる経費は、次のとおり。

- ・苗木、花苗、種子、球根等植物の購入費
- ・スコップ、移植ごてその他植栽に必要な用具等（動力装置のないもの）の購入費
- ・土壌、肥料、支柱等消耗品の購入費

(2) 花のまちづくりコンクール

緑化に対する市民意識の高揚を図り、市民と行政が一体となって、緑と花のうるおいのあるまちづくりを目指すため、花のまちづくりコンクールを実施している。

花によって公共施設等の花壇を明るく楽しく演出することにより、「花いっぱい
のまちづくり」を実践している団体を表彰し、いつまでも心に残る美しいまちづ
くりを推進することを目的としている。

(3) 緑の募金

春日井市緑の募金委員会では、市内の公共施設等 13 か所に募金箱を設置し、
市民の皆様にご協力をお願いしている。

緑の募金は、「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」（平成 7 年 6 月
施行）に基づいて行われ、森林の整備、緑化の推進、国際緑化など、様々な事業
に活用されている制度で、本市では学校・公園・街路樹など、公共施設の緑化に
役立てている。

(4) アダプト・プログラム

本市では、公共施設の管理について市民と行政が協働で進める「まち美化プロ
グラム」である「アダプト・プログラム」を実施している。

「アダプト」という言葉には「養子縁組をする」という意味がある。公共施設
を養子にみだてて市民がその里親になり、愛情を持って養子の世話（＝清掃や美
化活動）を行い、行政がこの活動を支援し行政と市民が互いの役割分担を定め、
両者のパートナーシップのもとで定期的かつ継続的に実施するプログラムとなっ
ている。

公園・緑地の「アダプト・プログラム」は、平成 21 年 12 月 3 日から開始し
ており、公園施設の美化、保全等のため、市民、事業者等がボランティアとして
行うことにより、環境美化に対する市民意識の高揚を図り、市民と市の協働によ
るまちづくりを目指している。

令和 2 年現在、市内の道路や公園 12 箇所を対象に実施されている。

(5) 都市公園等除草・清掃業務の地元への管理委託

本市では、都市公園等の除草や清掃を地元の団体等に委託している。

委託内容は以下の通りであり、令和2年現在、218団体が431箇所の都市公園等を管理している。

【委託内容】

- | |
|---|
| (1) 除草 1年につき 4回 以上 (時期として5、7、9、10月を目安とする。) |
| (2) 清掃 1ヶ月につき 1回 以上 |
| (3) 空き缶及びゴミの集積 |

2.3.5. 緑に係る行政の管理業務における気づき

(1) 街路樹の状況

- 定期的な維持管理業務のほか、通報があったものにも対応している
- 巨木化しているものも見られ、枝葉により信号が見えづらくなっている箇所もある
- 台風等による破損や老朽化している樹木がある
- 剪定基準や植樹に関するガイドラインがなく、統一感がない
- 巨木化により根がアスファルトを押し上げ、歩道路面が盛上っているものもある

(2) 公園等の状況

- 市民1人当たりの面積は11.4㎡を超えており、国の示す水準（10.0㎡以上）は満たしている
- 約5割が整備後40年以上経過しており、施設の老朽化がみられる
- 整備基準が確立できていないため、公園の管理団体による維持管理に差ができてしまう
- 地域団体により清掃を行っているが、活動団体が高齢化しており、後継者の問題がある
- 活動団体等の参加者や利用者が固定化している

2.4.“みどり”関連の政策と上位・関連計画等

2.4.1. 国の動向

国は、平成 16 年 6 月に当時の都市における諸課題に対応していくためには都市の緑とオープンスペースに関する総合的な施策運営が必要であるという考え方のもと、都市緑地法の改正を含む景観緑三法を制定、緑地の保全・都市公園の整備・緑化の推進や景観形成に係る新たな制度を設けた。

その後、緑に期待される役割が、ヒートアイランド現象の緩和や局地的豪雨・台風等の防災・減災対応、生物多様性の保全等に加え、少子高齢化、公共施設の長寿命化、財政面の制約等から将来を見据えた対策を講じることの必要性が高まる中、成熟する社会における価値観の多様化、緑とオープンスペースの多面的機能を発揮するため、平成 29 年 5 月に「都市緑地法の一部を改正する法律」を公布し、都市緑地法と関連する都市公園法、生産緑地法等を改正した。

都市緑地法の改正では、緑の基本計画に「地方公共団体の設置に係る都市公園の整備の方針」を定めることが追加されるなど、計画内容の充実が図られた。これにより「緑の基本計画」は、緑地の保全・緑化の推進及び都市公園の整備を総合的に推進するための基本計画として位置づけられることとなった。「緑の基本計画」は、これまで環境基本計画との調和が保たれものであることが求められてきたが、今回の法改正(都市緑地法)では、新たに「景観法による景観計画との調和が保たれているものであること」が追加された。

都市公園法の改正では、多様な主体による公園管理の仕組みの充実、借地公園の整備の推進、都市公園の設置基準の見直しなどが行われ、Park-PFI※の活用等が進められている。

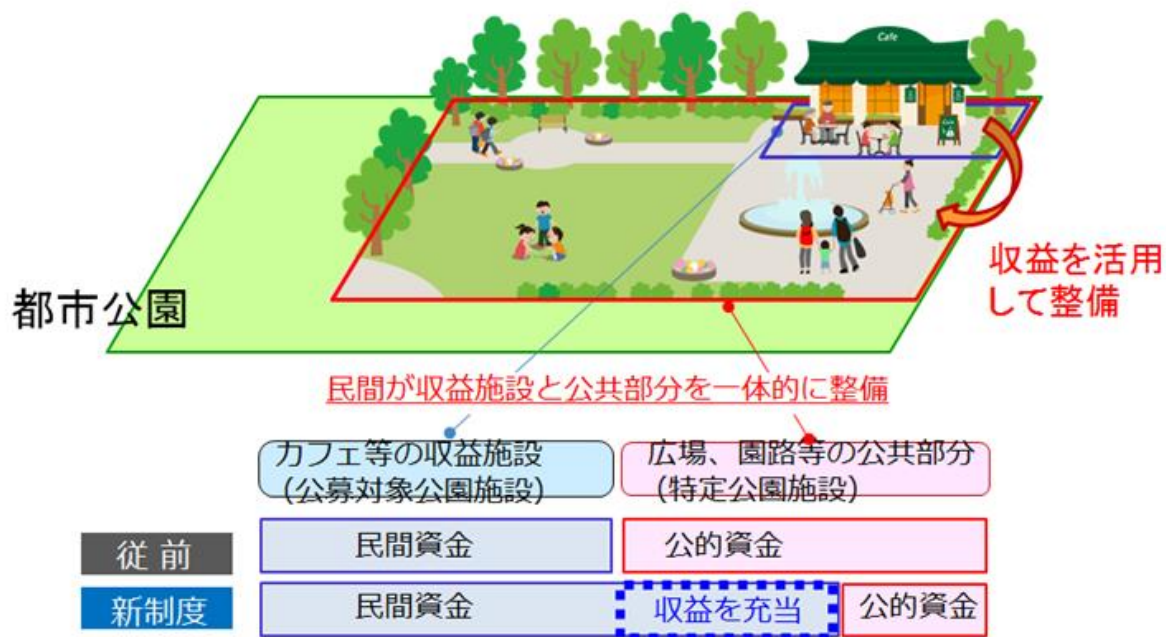
生産緑地法の改正により、「生産緑地地区の面積要件の引下げ(500→300 平方メートル以上)」「生産緑地地区における建築規制の緩和(直売所等を可能に)」「特定生産緑地指定制度の創設」が可能となった。

また、平成 24 年には「生物多様性国家戦略 2012 - 2020」が策定され、自然共生社会のあり方が示され、平成 28 年には「持続可能な開発目標(SDGs)」推進のための実施指針が決定し、経済・社会・環境を統合した持続可能な開発の取り組みが進められている。

※Park-PFI＝平成 29 年の都市公園法改正により新設された。飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と当該施設から生じる収益を活用して、その周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」をいう。都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法として、「Park-PFI(略称:P-PFI)」と呼称。

表 2-6 公園・緑地に関する法改正の概要

| 法律 | 法改正の概要 |
|-------|---|
| 都市公園法 | ・都市の貴重な緑とオープンスペースである公園の資源を有効活用し、公園を再生・活性化するための民間等による施設の設置管理制度の創設 など |
| 都市緑地法 | ・緑の基本計画への記載すべき主な事項として、①都市公園の管理の方針、②特別緑地保全地区内の緑地の保全、③生産緑地地区内の緑地の保全 を追加 など ・住民や団体等が主体となり、緑地を整備・活用する制度の創設と拡充 など |
| 生産緑地法 | ・生産緑地地区の指定の面積要件が 300 m ² 以上に引き下げられ、従来の面積より規模の小さい農地でも生産緑地地区に定めることが可能 など |



(出典：都市公園の質の向上に向けた Park-PFI 活用ガイドライン)

図 2-10 Park-PFI の制度概要

2.4.2. 県の動向

愛知県では、近年の社会情勢の変化や関係法令の改正に対応し「愛知県広域緑地計画」を改訂（平成31年3月）した。

愛知県広域緑地計画は、本県の都市計画区域全域の緑化を推進するにあたり、一の市町村の区域を越えた広域的観点から、県内の緑に関する考え方、骨格や拠点となる緑地に関する目標を定め、緑の施策を実施するとともに、県内の市町村毎に策定される「緑の基本計画」の指針となることを目的としている。

【愛知県広域緑地計画の概要】

- (1) 計画期間：2019～2030 年度
- (2) 対象区域：都市計画区域及び準都市計画区域（38市 12町 1村）
- (3) 計画理念：豊かな暮らしを支える あいちの緑づくり
～緑の質を高め 多様な機能を活用～
- (4) 基本方針
 - 基本方針 1 いのちを守る緑
緑の恩恵を享受し、自然と調和し災害にも強い緑の都市づくり
 - 基本方針 2 暮らしの質を高める緑
良好な生活環境と QOL（生活の質）を高める緑の空間づくり
 - 基本方針 3 交流を生み出す緑
多様な主体との連携と地域の特性を活かす緑づくり
- (5) 今回の改訂のポイント
 - ・緑の多機能性に注目し、「いのちを守る緑」、「暮らしの質を高める緑」、「交流を生み出す緑」の3つの視点から基本方針を策定。前回は、「環境」「安全」「活力」「生活」
 - ・緑の持つ機能を最大限に発揮するために、「健全で良質な緑」の必要性について明記。
 - ・市町村の「緑の基本計画」の指針となるよう、緑の配置方針や施策検討について市町村における取組の方向性として20の取組例を記載

2.4.3. 上位関連計画等

本計画は、「第六次春日井市総合計画」を上位計画とし、都市計画マスタープランや景観計画、環境基本計画、地域防災計画、公共施設等マネジメント計画、立地適正化計画等との整合を図る。

また、市民憲章や緑化都市宣言などの市としての緑化に係る基本的な姿勢を踏まえ、計画を策定する。

(1) 春日井市市民憲章・緑化都市宣言

本市では、「市民憲章」にあたる「春日井市民の誓い」のひとつとして「みんなで緑を育て 自然を守ろう」を掲げている。

〔春日井市民の誓い（昭和 53 年 6 月 1 日議会決議）〕

私たちのまち春日井は、道風の遺業をはじめ多くの古い文化をもち、明日をめざす若々しい力があふれる青年都市です。

すべての市民が郷土春日井を愛し、連帯の輪をひろげ、明るく住みよいまちづくりをめざして、ここに五つの誓いを定めます。

- 1 みんなで緑を育て 自然を守ろう
- 1 すすんでからだをきたえ いのちを大切にしよう
- 1 お互いに時間とルールを守ろう
- 1 こころにゆとりをもち 清新な文化をきずこう
- 1 勤労をとうとび 豊かなくらしをめざそう

さらに、昭和 42 年 12 月には緑化都市宣言が議会議決され、「市は市民と一体となって失なわれんとする緑をとりもどし、美しい自然環境を新しくつくりあげ、緑に輝く都市づくりをするよう、計画的に植樹をすゝめ、緑化思想の啓発、自然の保護など緑化運動を強力に推進し、緑の希望あふれる青年都市春日井の都市づくりを行なう」としている。

〔緑化都市宣言（昭和 42 年 12 月 18 日議会決議）〕

30 万都市の建設をめざすわが春日井市全域にわたる開発諸事業は、最近にいたりようやく各方面に巨大なる規模を市民の前に見せ始めました。一方開発諸事業の進展とともに自然が破壊され、交通、工場の公害などによっても街の緑は侵食されつゝあります。このまゝ放置すれば都市化の進展とともに市内の緑は影を没し、極めて憂慮すべき状態になりつゝあります。

このときにあたり、市は市民と一体となって失なわれんとする緑をとりもどし、美しい自然環境を新しくつくりあげ、緑に輝く都市づくりをするよう、計画的に植樹をすゝめ、緑化思想の啓発、自然の保護など緑化運動を強力に推進し、緑の希望あふれる青年都市春日井の都市づくりを行なうために、ここに「緑化都市」を宣言します。

(2) 第六次春日井市総合計画(平成 30 年 2 月策定/計画期間:平成 30 年~令和 19 年)

市の将来像として、「暮らしやすさと幸せをつなぐまちかすがい」を掲げ、誰もが「暮らしやすさ」と「幸せ」を実感できるまちづくりを行い、これらを人から人へ、家族から地域へ、今から未来へつないでいくことを目指している。

また、将来像を実現するため、長期的な視点に立ち、以下に示す 4 つの基本目標を掲げ、総合的なまちづくりを展開するものとしている。



図 2-11 市の将来像

表 2-7 第六次春日井市総合計画の基本目標

| | | |
|--------|----------------|---|
| 基本目標 1 | 安全・安心なまち | 生活と健康を守り、生涯にわたって幸せに暮らすことができるまちを実現します。 |
| 基本目標 2 | 子どもの笑顔があふれるまち | 安心して子どもを産み、育てることができ、やさしさとたくましさを持った子どもを育み、夢や誇りを持つことができるまちを実現します。 |
| 基本目標 3 | 思いやりと生きがいがあるまち | 思いやりが人と人をつなぎ、一人ひとりが輝くまちを実現します。 |
| 基本目標 4 | 活力とやすらぎのあるまち | 「春日井」の魅力が明日へつなぎ、みんなで未来を創るまちを実現します。 |

当該計画の施策体系で本計画と整合を図るべきまちづくりの方針及び目指すまちの姿並びに主な施策を以下に示す。

表 2-8 第六次春日井市総合計画で本計画と整合を図るべきまちづくりの方針及び施策等

| 基本目標 4 「活力とやすらぎのあるまち」 | | | |
|-----------------------|--|--|--|
| 政策分野 | 方針 | 目指すまちの姿 | 主な施策 |
| 都市基盤 | 快適な都市基盤の整備と自然環境の保全のもと、まちと自然が調和した誰もが住み続けたいまちづくり | <ul style="list-style-type: none"> • 快適な住環境が整ったまち • 活力を生み、人が集い交流するまち | <ul style="list-style-type: none"> • 都市基盤整備の推進と公共交通の整備 • 産業の振興と安心して働ける環境づくりの推進 |
| 産業 | 未来への活力と人の交流を創出する産業とにぎわいのもと、誰もが安心して働けるまちづくり | | |
| 環境 | 私たち一人ひとりが環境にやさしい行動を実践し、豊かな自然と快適な生活環境を次世代につなぐ持続可能なまちづくり | <ul style="list-style-type: none"> • 環境にやさしいまち | <ul style="list-style-type: none"> • 地球環境の保全と自然との共生 • ごみ減量とまちの美化の推進 |

(3) 春日井市都市計画マスタープラン（令和2年3月策定／計画期間：令和2年～令和22年度）

まちづくりの理念として、「心地よく住む にぎわいを生む 元気が集う 春日井 ～20年後も誇れる春日井であり続けるために～」を掲げ、その実現に向け、以下に示す5つの目標を掲げている。

表 2-9 春日井市都市計画マスタープランの目標

| | |
|-----|---------------------|
| 目標1 | 暮らしやすく居心地のよい住環境づくり |
| 目標2 | 誰もが便利で利用しやすい交通環境づくり |
| 目標3 | 元気で安定的な産業基盤づくり |
| 目標4 | 思わず立ち寄りたくなるまちなかづくり |
| 目標5 | 災害に強いまちづくり |

当該計画の施策体系で本計画と整合を図るべき主なまちづくり推進方針及び施策等を以下に示す。

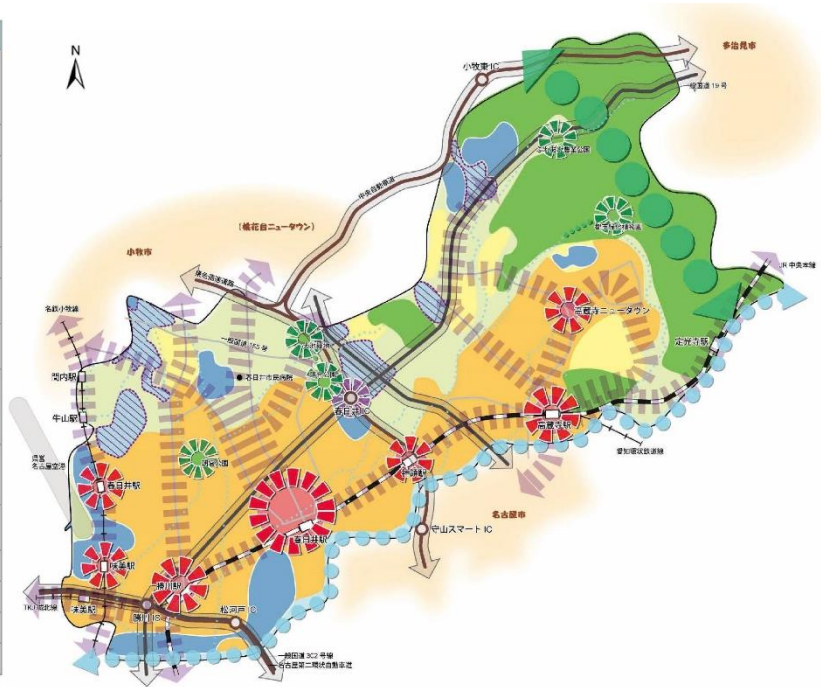
表 2-10 春日井市都市計画マスタープランで本計画と整合を図るべきまちづくりの方針

| | | |
|-----|--------------------|--|
| 目標1 | 暮らしやすく居心地のよい住環境づくり | <ul style="list-style-type: none"> • 三世代近居など多様な居住ニーズに応じた、選べる住環境づくり • 農地や空き地などを活用した良好な住環境づくり • 住宅のリノベーションなどによる流通促進 |
| 目標4 | 思わず立ち寄りたくなるまちなかづくり | <ul style="list-style-type: none"> • 駅周辺の魅力を高めるための空間の形成 • 歩きたくなるまちなか空間の創出 • 誰もが利用したくなる公園機能の維持・拡充 • 憩いと潤いを感じられ、自然が体感できる空間の維持・創出 |
| 目標5 | 災害に強いまちづくり | <ul style="list-style-type: none"> • 自然災害などの被害の軽減に向けた都市基盤の整備 |

2. 緑の現況

◆将来都市構造の構成要素の概要

| 種別 | 位置づけ |
|----------|--|
| 工業ゾーン | 二場地として利便性を高めるための土地利用を誘導する地域を指します。 |
| 一般住宅ゾーン | 良好な住環境を確保し、適切な土地利用の規制・誘導を図る地域を指します。 |
| 居住促進ゾーン | 既存の都市基盤による利便性を活かし、住みたくなる地域づくりに向けた土地利用の促進を指します。 |
| 商業ゾーン | 土地の高度利用を促し、商業などの利便性を高めるための土地利用を誘導する地域を指します。 |
| 居住共生ゾーン | 優良な農地の保全や、住環境の保全などのため、土地利用の維持・活用を指します。 |
| 公園・緑地ゾーン | 自然資源を保全するとともに有効に活用し、憩いを与え交流の場となる公園・緑地の形成を誘導する地域を指します。 |
| 産業誘導ゾーン | 新たな産業系の土地利用を誘導する地域として、周辺環境に配慮した地区の形成を指します。 |
| 都市交流拠点 | 鉄道駅やバスターミナルを中心とした交流の玄関口となる拠点として、日常生活の利便に資する商業の集積を促します。JR春日井駅周辺から市域周辺にかけては、行政、文化施設の集積も図ります。 |
| 緑の拠点 | 自然レクリエーションの中心となる拠点として、四季折々の花木や草花を観賞できるなど自然とふれあうことのできる場の形成を図ります。 |
| 広域交流拠点 | 郡市間の広域交通の拠点として、インターチェンジ周辺という交通利便性を活かした産業の形成を図ります。 |
| 自動車交通軸 | 本市の広域交通ポテンシャルの再格となる道路網の形成を図ります。 |
| 公共交通軸 | 市内及び周辺都市との多様な交通手段の提供に向け、利便性の高い交通網の形成を図ります。 |
| うらおい軸 | 水と緑に親しめる憩いの場となるよう、魅力ある空間として整備を促進する河川や緑道。 |
| 緑のスカイライン | 緑を保全し、連続性のある景観のスカイラインを守る地域。 |



(出典：春日井市都市計画マスタープラン)

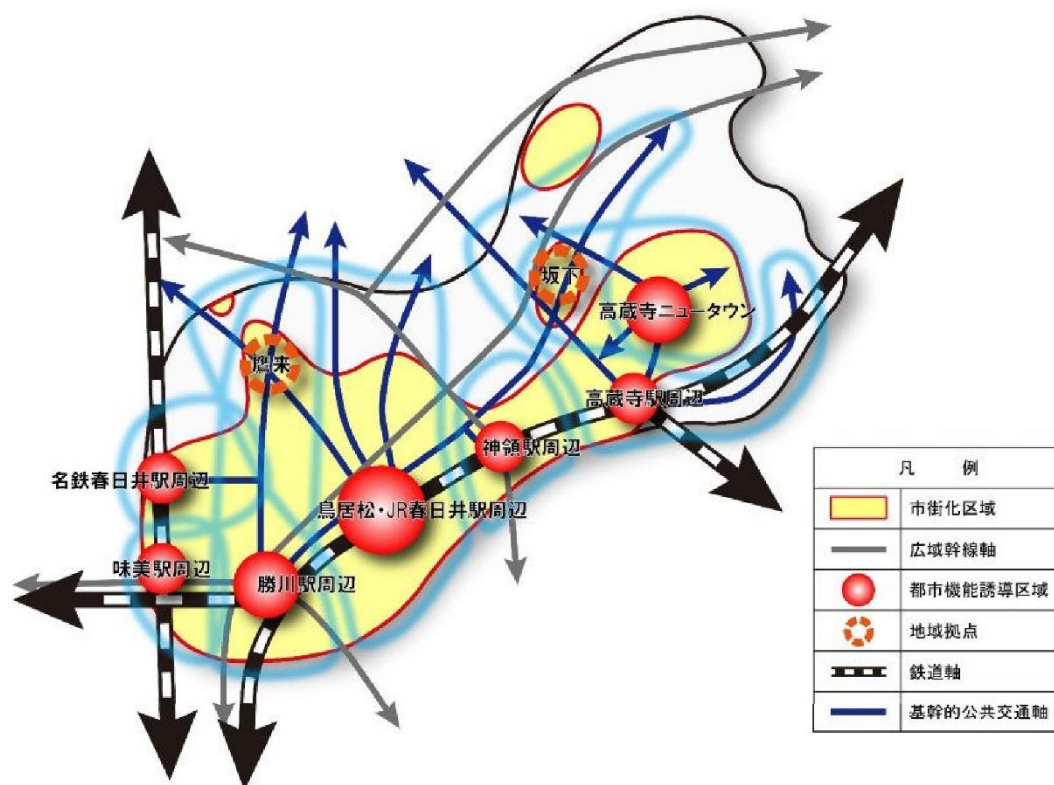
図 2-12 将来都市構造図

(4) 春日井市立地適正化計画（平成30年3月／目標年次：令和18年）

当該計画は、将来にわたって「ライフタウンとして、暮らしやすい春日井市を目指す」ことを立地適正化計画の方針とし、まちづくりの方向性として、「都市の機能が集約したまちづくり」を実現、「春日井市の特性を踏まえた集約型の都市構造の構築」を掲げている。本計画と整合を図るべき、誘導方針と目指すべき都市の骨格構造を示すと、以下の通りである。

表 2-11 まちづくりの誘導方針

| 誘導方針 |
|--|
| 「春日井市都市計画マスタープラン」における拠点の位置づけに応じた医療・福祉・商業等の生活サービス施設の積極的な誘導・集積 |
| 生活サービス施設が集積する拠点の利便性が高い地域や、土地区画整理事業等により都市基盤が充実した地域への居住の推進 |
| 生活サービス施設が集積する拠点への円滑な移動を可能にする公共交通網の連携、充実 |
| 若い世代に魅力あるまちづくりの推進 |
| 高蔵寺ニュータウン地区をはじめとする高齢化が進む地域の活力やにぎわいが維持・向上するまちづくりの推進 |
| 将来にわたり高齢者が身近な地域でサービスを受けられるまちづくりの推進 |



(出典：春日井市立地適正化計画)

図 2-13 立地適正化計画が目指す都市の骨格構造

(5) 春日井市環境基本計画（平成 26 年 3 月改訂／計画期間：平成 14 年度～令和 3 年度）

当該計画では、環境像として「みろくの森から道風の里まで蛙の合唱消えぬ道暮らしと出会いを大切にすまち」を掲げ、環境像を実現するための4つの環境目標（分野ごとの目標）を示している。

- | |
|--|
| 1 住みたい、楽しく美しい、歩きたくなるまち・春日井 （都市・社会基盤に関すること） |
| 2 豊かな自然と人が共存し、歴史・文化を育むまち・春日井 （自然・風土に関すること） |
| 3 美しい地球を守る、地域のしくみがいきづくまち・春日井 （くらし・低炭素・資源循環社会に関すること） |
| 4 ネットワークを活用し、環境市民が育つまち・春日井 （学習・ネットワークに関すること） |

このうち、本計画と整合を図るべき「1」、「2」、「3」について、施策体系の概要を示すと、以下の通りである。

表 2-12 環境目標毎の基本施策（抜粋）

| 環境像 | 環境目標 | まちづくりの目標 | 取組みの目標 | 基本的施策 |
|-------------------------------------|---|--------------------------|-----------------|---------------------------|
| みろくの森から道風の里まで蛙の合唱消えぬ道暮らしと出会いを大切にすまち | 1 住みたい、楽しく美しい、歩きたくなるまち・春日井 （都市・社会基盤に関すること） | ①環境に配慮した都市基盤 | 3 環境に配慮した土地利用 | (7) 農地・森林の保全 |
| | | | | (8) 土地利用の規制強化と合意形成の促進 |
| | | | | (9) 環境に配慮した建築物の整備の促進 |
| | | | | (10) ヒートアイランド現象などの緩和対策の推進 |
| | | ②アメニティ空間 | 4 緑豊かなまち | (11) 緑化の推進 |
| | | | | (12) 公園・緑地・親水空間の整備 |
| | 2 豊かな自然と人が共存し、歴史・文化を育むまち・春日井 （自然・風土に関すること） | ③自然との共存 | 6 魅力的なまちかど・まちなみ | (13) 市民による公園などの維持管理の促進 |
| | | | | (18) 都市景観の向上 |
| | | | 7 丘陵・里の自然保全 | (20) 希少な自然の保護 |
| | | | | (21) 森林の利用と活用 |
| 8 自然豊かな市街地 | 9 池・川の保全 | (22) 農業を通して維持されてきた自然との共存 | | |
| | | (23) 水源の保全 | | |
| 9 池・川の保全 | 10 自然ネッ | (24) まち（公共用地）に緑を増やす | | |
| | | (25) 宅地・敷地に緑を増やす | | |
| | | (26) 人・生物のための池の利用 | | |
| | | (27) 生物が住め、楽しめる川の保全 | | |
| | | (28) 緑の回廊の計画、配置 | | |

| 環境像 | 環境目標 | まちづくりの目標 | 取組みの目標 | 基本的施策 | |
|-----|------|--|-------------|--|-------------------|
| | | ④自然と歴史の恵み | トワークの形成 | (29) 自然に関する情報の収集と自然の共存に向けた取組みの推進 | |
| | | | 11 自然とのふれあい | (30) 自然に親しみ、楽しみ、自然から学ぶ取組みの充実 (31) 身近な自然を育む意識啓発の推進 | |
| | | | 12 歴史・文化の継承 | (32) 文化財・文化資源の保護 (33) 地域文化の継承・創造 | |
| | | 3 美しい地球を守る、地域のしくみがいきづつまち・春日井 (くらし・低炭素・資源循環社会に関すること) | ⑥環境に配慮した産業 | 16 農地・森林を守る産業 | (45) 持続可能な農業への支援 |
| | | | | | (46) 森林を保全する産業の創出 |

また、特に市民や事業者が取り組むべき内容は以下の通りである。

表 2-13 主体別環境配慮（市民・事業者の取組み）（抜粋）

| 環境像 | 環境目標 | 対象者 | 取組み内容 |
|--|---|-----|--|
| 暮らしと出会いを大切に するまち みろくの森から道風の里まで蛙の合唱消えぬ道 | 1 住みたい、楽しく美しい、歩きたくなるまち・春日井 (都市・社会基盤に関すること) | 市民 | ○木や花を育て、緑豊かなまちづくりに努めます。 ○公園の維持管理活動などに参加、協力します。 ○農地や森林の保全などの活動に協力します。 ○地域の魅力を発見し、その保護に努めます。 ○住宅の新築・改築の際は、環境に配慮したものの導入に努めます。 |
| | | 事業者 | ○グリーン配送に努めます。 ○木や花を育て、緑豊かなまちづくりに努めます。 ○農地や森林の保全などの活動に協力します。 ○環境に配慮した開発行為や建築物の整備に努めます。 |
| | 2 豊かな自然と人が共存し、歴史・文化を育むまち・春日井 (自然・風土に関すること) | 市民 | ○自然に親しみ、自然から学び、自然を守り育てます。 ○自然環境保全に関する取組みに参加、協力します。 ○緑のカーテンなど身近な緑を増やすよう努めます。 ○希少な動植物と生息環境を保全し、外来種対策に協力します。 |
| | | 事業者 | ○自然に親しみ、自然から学び、自然を守り育てる取組みに参加、協力します。 ○事業所の緑化に努めます。 |

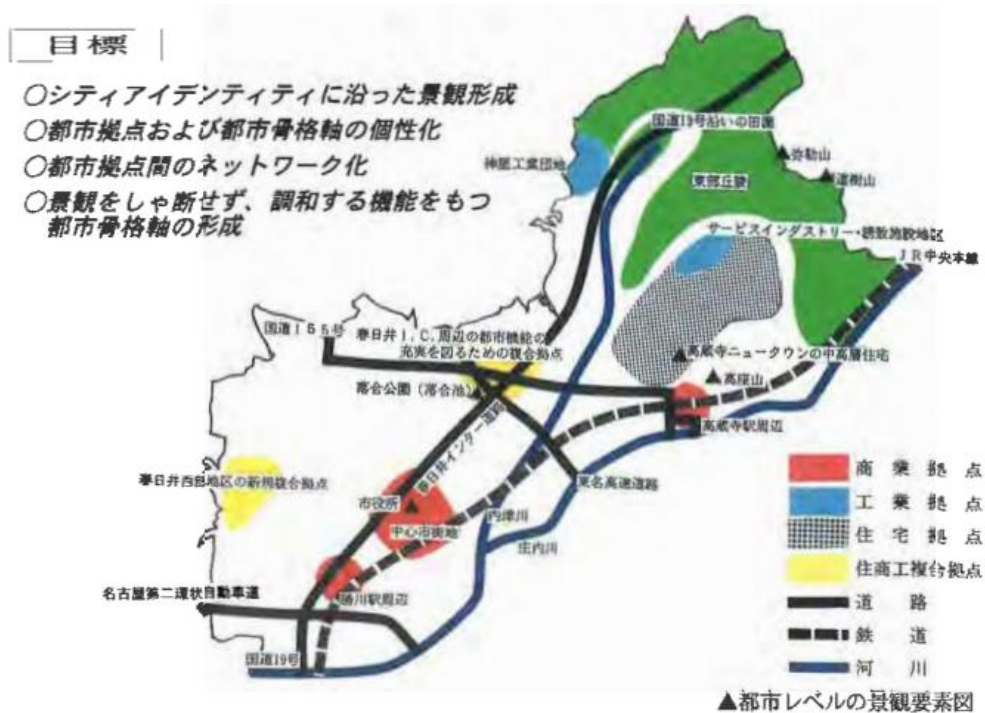
(6) 春日井市景観計画（令和元年）

当該計画は、以下の目的、理念、都市景観像、基本目標を掲げている。

表 2-14 春日井市景観計画の概要

| | |
|-------|---|
| 目的 | 本市の特性を生かした魅力と個性ある都市景観の形成を図り、市民が愛着を持ち誇りうるまちづくりを推進します。 |
| 理念 | <ul style="list-style-type: none"> ・春日井市の都市増の実現に寄与する景観形成（全体性） ・春日井市らしい個性的な景観形成（地域性） ・居住者にとって親しみやすい景観形成（生活性・参加性・安全性） ・街並みや周辺環境が調和した景観形成（共存性） ・将来的にストックとなるような景観形成（公共性） |
| 都市景観像 | <ul style="list-style-type: none"> ・「都市の将来的な風景」が明確となるまちへ ・豊かな自然と歴史・伝統文化を守り活かしていくまちへ ・緑あふれる快適で個性的なまちへ ・都市の顔・地区の顔となる魅力あるまちへ ・都市活力の感じられる生き生きとしたまちへ |
| 基本目標 | 人と緑奏でる春日井ルネッサンス |

「都市レベル景観」「地域レベル景観」「生活レベル景観」3つの視点を景観形成具体化の視点として定めており、「都市レベル景観」「地域レベル景観」の要素図は以下の通りである。



(出典：春日井市景観基本計画)

図 2-14 都市レベルの景観要素図

目標

- 市街地：「人と緑」の調和を図る景観形成
- 自然地：地域の「自然」を生かす景観形成
- 地域軸：市街地と自然地の景観ネットワーク

▼地域レベルの景観要素図



(出典：春日井市景観基本計画)

図 2-15 地域レベルの景観要素図

(7) 春日井市地域防災計画（令和元年改訂）

当該計画は、「地震災害対策計画」「風水害対策計画」「原子力災害対策計画」の3つからなり、防災の理念は「1 災害予防段階」「2 災害応急対策段階」「3 災害復旧・復興段階」の段階ごとに掲げられている。

表 2-15 防災の理念

| 段階 | 防災の理念 |
|-----------|--|
| 1 災害予防 | 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせることで一体的に災害対策を推進する。 |
| 2 災害応急対策 | (1) 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握する。また、時間の経過に応じた的確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。 (2) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。 |
| 3 災害復旧・復興 | 発災後は、速やかに施設を復旧するとともに、被災者に対して適切な支援を行うことにより、被災地の復興を図る。なお、大規模災害時には、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。 |

このうち、本計画に関連する「災害予防計画」の概要を示すと以下の通りである。

表 2-16 本計画と関連する防災施策の基本方針・概要

| 区分 | 項目 | 内容 |
|-------------------------------|----------------|--|
| 第3章 災害に 強い都 市の形 成 | 第1節 防災まちづくりの推進 | |
| | 2 宅地等の安全対策 | (10) 農地防災対策 農地及び農業用施設の災害の発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、あわせて国土の保全に資する。 (11) ため池 ため池等の被災は農地・農業用施設のみならず公共施設・住宅等に多大な影響を及ぼすことから、堤体、洪水吐等の現状を十分把握するとともに脆弱性が確認された場合は、改修工事等必要な対策を実施する。 また、下流に住宅や公共施設等があり、施設が決壊した場合に影響を与えるおそれのあるため池（防災重点ため池）について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図るものとする。 |
| | 第2節 都市基盤整備の推進 | |
| | 1 公共施設 | (2) 公園等 災害時に、緊急的な避難場所や延焼遮断地帯として、有効に機能する公園及び緑地帯の整備に努め、計画に当たっては、規模及び適正な配置に留意する。 |
| | 第3節 防災対策施設の整備 | |
| | 2 指定避難所等 | (1) 指定避難所等の指定 |

| 区 分 | 項 目 | 内 容 |
|-----|-----|--|
| | | <p>ウ 指定緊急避難場所</p> <p>(ア) 広域避難場所 大規模火災時に、一時的に多くの市民が避難でき、延焼の危険性が少ない大規模なオープンスペースを広域避難場所として指定するとともに、広域避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識を設置するなど市民に周知する。</p> <p>(イ) 緊急避難場所 市は、広域避難場所へ避難する前の中継地点として、避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所並びにボランティア等の救援活動拠点となる場所として、公園、グラウンド等を一次避難場所として確保する。 市では、この一次避難場所については、その規模及び人口の集中度に応じ地域の公園等を、緊急避難場所として指定するとともに、標示板を設置するなど市民に周知する。</p> |

(8) 春日井市公共施設等マネジメント計画(平成 29 年 2 月/平成 29 年～令和 18 年)

当該計画では、基本方針と同様、本市の所有する財産のうち、公共施設やインフラ資産を含めた「公共施設等」と「土地」を対象としている。

春日井市の公共施設は全 323 施設（総延床面積 709,864 ㎡）で総延床面積の約 48%を小学校や中学校などの学校教育施設、約 9%を行政施設が占めている。また、道路や上下水道などのインフラ資産は、これまで、人口の増加や市街地の拡大等に対応するため、計画的に整備してきた。

このうち、本計画に関連する施設として、スポーツ・レクリエーション施設、産業系施設として計 28 施設 約 6.5 万㎡があげられる。

これら公共施設等の建築物については、2016（平成 28）年度には、1986（昭和 61 年）年度以前に建てられた築 30 年以上の施設が約 61%となっており、計画期間終了後の 30 年後にはそれらの施設が建築年数 60 年を経過することとなる。

公共施設等のマネジメントに関する方針を以下のとおり定めている。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 市民サービスの質を低下させない2. 老朽化の進行をできる限り防止し、長期にわたり活用する3. 公共施設等の更新や維持管理に係るコストを抑制する |
|--|

各施設において、点検や修繕等を行い、施設の長期活用や安全確保に努める。また、各施設データを台帳に集約し、施設の適切な評価を行うとともに、老朽化等により施設の更新を行う場合は、必要な市民サービスと施設のあり方を検討する。

(9) 朝宮公園整備基本計画（平成 29 年 11 月）

本市では朝宮公園について、豊かな自然環境を保全しつつ、市民の皆様のスポーツや健康づくり、外遊びの場としての機能をより一層充実させるため、「スポーツを楽しみ、自然を感じ、身体もところも健やかになる 朝宮公園」を基本理念に平成 29 年 2 月に構想、同年 11 月に基本計画を策定し、公園整備についての基本的な考え方を示した。平成 30 年以降には整備設計を行い、段階的に公園整備を行う予定である。

朝宮公園周辺は「田園・住宅・歴史的要素が調和したのどかな住宅地景観の中に小規模ながらも商業・工業機能を持つゾーン」として位置づけられ、景観整備の方向性は「緑と水辺を生かす」こととしている。

2.4.4. 市民意向

市民意向について、市民懇談会における検討結果では、市民の「みどり」との関わり方や「“みどり”の活用」に関する意見が多く挙げられた。

また、以下に示すアンケート結果をみると、自然環境や緑に関する市民の満足度が高い一方、観光資源としての活用が十分でないと感じている市民が多く、春日井市の街並みや自然の風景は調和がとれていると感じている市民の割合も比較的低くなっている。

(1) 春日井市緑の基本計画策定に伴う市民アンケート調査結果（令和2年3月）

① 調査概要

| | |
|---------|--------------------------------------|
| 調査期間 | 令和2年3月 |
| 調査地域 | 春日井市全域 |
| 調査方法 | 郵送法（郵送配布・郵送回収）によるアンケート |
| 調査対象 | 春日井市に居住する満15歳以上の男女3,000人（ランダムサンプリング） |
| 回収数・回収率 | 1316通（43.9%） |
| 集計方法 | 設問ごとに、未回答、無効回答を除いて集計 |

② 結果の総括

市民意識調査の結果を総括すると、次のとおり。

1) 春日井市の緑について

半数以上の市民が自身の居住する地域は緑が豊かだと感じている一方で、地域によっては緑が豊かだ感じていないと感じている。

市内の公園・緑地についても、6割以上の市民が満足している一方で、一部地域差が見られる。

また、より魅力ある緑づくりに必要なこととして、公園・緑地、街路樹等の整備及び維持管理といった施設整備が必要と考える市民が多くなっている。

2) 公園・緑地の利用について

公園緑地をほとんど利用しない市民が多く、毎日利用している市民は1割未満となっており、利用する場合の目的は、散歩や休憩などのリフレッシュが最も多く、次いで子供や孫を遊ばせるためが多くなっている。

また、市民が公園・緑地への整備を期待する施設としては、園路やベンチ、園内を彩る花壇、幼児や児童向けの遊具、芝生広場等、公園・緑地本来の中心的な機能が挙げられる。

3) 公園・緑地の維持管理について

市全体としては、概ね半数の市民が公園の日常管理に満足している一方で、地域によっては不満を感じている市民が半数以上となっている。

満足度を上げる管理方については、現行のままでよいと考えている市民が最も多い一方で、民間事業者へ管理を一任すると考えている市民が約3割を占める。

また、民間団体が公園の日常管理を行う場合の市の支援としては、6割以上の市民が必要経費の補助が挙げられる。

4) 公園・緑地の樹木や街路樹等について

公園・緑地の樹木や街路樹について、7割以上の市民がその必要理由を桜や紅葉等により季節を楽しむことができる点と考えている一方で、落葉等の清掃が問題と捉えている。

また、公園・緑地の樹木や街路樹の景観及びその維持管理について、半数以上の市民が満足している。

街路樹の剪定時期については、公園・緑地の樹木の場合は、夏季・秋季とも生い茂り・紅葉を楽しんだ後に剪定してほしいと感じている市民が多い一方で、街路樹の場合は、夏季は通行の支障がないよう緑が茂る前に、秋季は紅葉を楽しんだ後に選定してほしいと感じる市民が過半を占める。

5) 緑に関する取り組みについて

自宅のベランダや庭に積極的に木や花で飾ることで緑の取り組みに参加したいと考えている市民が4割と最も多く、公園や河川等の草取りやごみ拾いの実施、緑に関する基金等の募金への協力がそれぞれ約2割となっている。

(2) 第六次春日井市総合計画にかかる市民意識調査報告書（平成 28 年 7 月）

① 調査概要

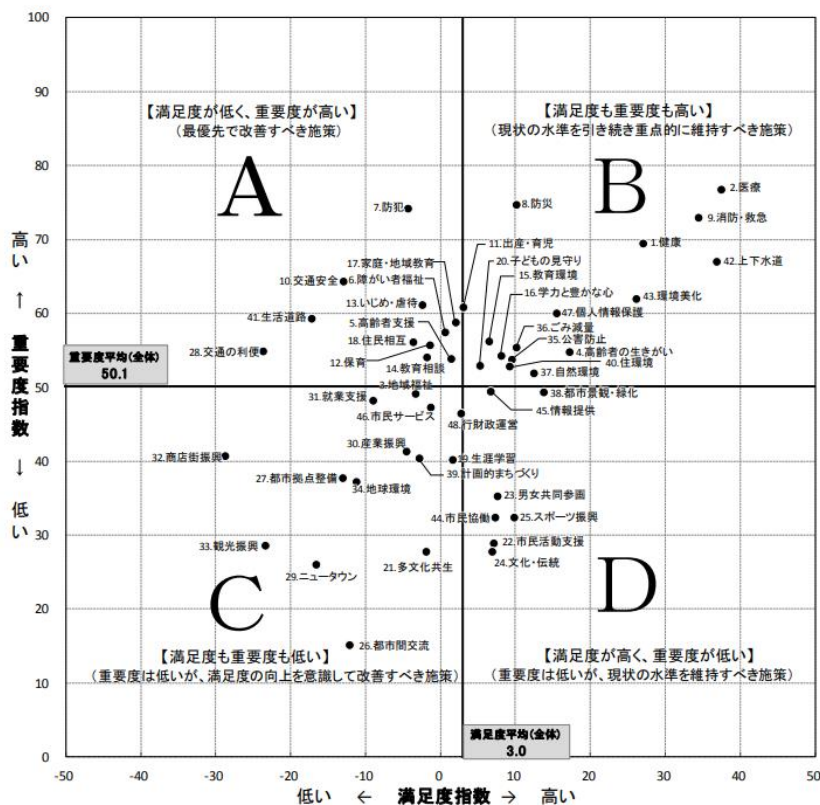
| | 一般市民 | 小中学生 |
|-------|---|--|
| 調査方法 | 郵送調査法 | 配票調査法 |
| 調査期間 | 平成 28 年 7 月 19 日に配布 平成 28 年 8 月 8 日を期限とし回収 | 平成 28 年 7 月 1 日から学校にて配布 平成 28 年 7 月 20 日を期限とし回収 |
| 調査対象者 | 春日井市在住の 18 歳以上の市民 12,000 人（無作為抽出） | 市内小学校 10 校の小学 5 年生、市内中学校 5 校の中学 2 年生 |
| 回収結果 | 配布数：12,000 票 有効回収数：4,836 票 有効回収率：40.3 % | 配布数：532 票 有効回収数：488 票 有効回収率：91.7 % |

② 調査結果

＜春日井市の「基本施策」に対する満足度・重要度について（一般市民）＞

- ・医療、上下水道、消防・救急などの満足度が高く、都市間交流、観光振興、ニュータウンなどの満足度が低くなっている。
- ・防犯、交通安全など安全対策や、保育やいじめ・虐待、教育相談などの子どもの教育に関すること、高齢者支援や障がい者福祉と福祉に関すること、交通の利便や生活道路といった身近な生活基盤に関することに重点的な対応が望まれている。

図. 満足度指数と重要度指数による散布図



3. 現況の緑の分析・評価及び緑づくりの課題

3.1. 5つの機能に対する緑の分析・評価

本市の都市構造や緑に関する現況、関連計画等を踏まえ、緑の機能である「環境保全」「レクリエーション」「防災・減災」「景観」「経済・活力（協働）」の5つを視点に分析・評価し、課題を整理した。

| 視点（機能） | 主な評価事項 |
|--------------------|--|
| 〔環境保全〕 | <ul style="list-style-type: none"> ・都市の骨格（基盤） ・自然、地形・地勢、生態系 ・歴史・風土、伝統・文化 ・生活環境 ・田園、農地 |
| 〔レクリエーション〕 | <ul style="list-style-type: none"> ・自然に親しむ、触れ合う機会・空間 ・レクリエーション空間（身近～全市～広域） |
| 〔防災・減災〕 ※地域防災計画 | <ul style="list-style-type: none"> ・自然災害の抑制、対応 ・避難施設（避難先） |
| 〔景観〕 ※景観計画 | <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境要素（丘陵地、緑、水辺） ・交通要素（交通） ・市街地要素（公共建築物、住宅、商業業務施設、工業施設、広告物等） ・文化歴史要素（史跡、街道・街並み、伝統行事） |
| 〔経済・活力〕 （協働） | <ul style="list-style-type: none"> ・官民連携による緑化 ・公園・街路樹の維持管理に係る民間活力の活用 ・活動拠点としての公園の活用 |

図 3-1 緑を分析・評価する5つの視点

3.2. 緑づくりの課題

本市の緑に関する5つの機能別に評価した結果を踏まえ、緑づくりの課題を整理すると、以下の通り。

(1) 緑の保全に係る課題

①分析

- 市東部に広がり、散策路も整備されている豊富な緑
- 歴史的、文化的な施設と調和した緑が多いが、巨木化、老朽化し管理がなされていないものもある
- 天然記念物をはじめとする希少動植物が生育するなど、生物多様性が確認されている
- 市民等の憩いの場として、公園や遊歩道（ふれあい緑道等）が整備されている
- 落合公園⇄朝宮公園のような、拠点公園同士のつながりが見られる
- 雨水貯留施設としての役割を持つ田畑が減少。特に市街化区域内での減少が多い
- 延べ 10Km を超える道路に街路樹が整備されているが、巨木化し歩道を損傷するなど市民の生活に支障をきたしている
- 公園等の施設が老朽化。樹木も台風等の災害で破損することがある
- 休日の散歩や地域の活動場所として、緑が地域社会を形成する要素として、人々の生活に根付いている
- 市街地外郭に広がる田園空間や庄内川等の水辺環境が良好な景観を作っている
- JR中央本線の主要駅前や商業地域等に都市空間がある
- 市街化区域内に整備された、商業施設や行政施設などの都市施設が整備されている

②現況の注目ポイント

- 市東部に広がる優良な緑の維持
- 大雨等自然災害発生時に防災機能を発揮する田畑の減少
- 希少動植物をはじめとした生き物が暮らす生育環境の保全
- まちなかにうるおいをもたらす身近な公園や緑地等の減少
- 県内でも上位の公園整備面積

③取り組む課題

上記を踏まえ、以下の課題に取り組む。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">● 市街化区域内の公園、緑地、農地などの緑を次世代に継承する● 希少動植物の成育環境の維持● 公園・緑地・街路樹の長寿命化 |
|---|

(2) 緑の創出に係る課題

①分析

地域社会を形成する緑が、人々の生活に根付いている。

- 市街地外郭に広がる田園空間や庄内川等の水辺環境が良好な景観を作っている
- JR中央本線の主要駅前や商業地域等に都市空間がある
- 市街化区域内に整備された、商業施設や行政施設などの都市施設が整備されている
- 二子山公園、朝宮公園、落合公園、潮見坂平和公園を八田川・生地川で結んだ緑のネットワークが構築されている
- 四季を感じられるよう剪定時期を配慮することが求められている
- 緑が有する能力を発揮し、緑のまちづくりに生かす環境づくりが求められる
- 量的充足から質的深化を求める市民ニーズがある
- 学校や庁舎等公共施設における緑化が見られる
- 民有地において、緑化協定を締結したり住宅に生垣を作るなど、緑に関わる地域ぐるみの環境形成が行われている
- 区画整理事業が3か所で進められており、計17箇所の公園整備が予定されている
- 市街化区域への居住、産業の誘導が市の計画に挙げられている
- ヒートアイランド現象などの温暖化対策として、緑化を推進する必要がある

②現況の注目ポイント

- 四季を感じる樹木や身近な緑の充実が求められている
- 休息や憩いなど、生活の中で癒しを得られる場として緑の充実が求められている
- 生活の中に緑を取り入れたいニーズがある
- 区画整理事業において整備予定の公園が17箇所ある

③取り組む課題

上記を踏まえ、以下の課題に取り組む。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 生活の中で触れ合うことのできる緑を増やす ● 地域住民のニーズを反映させた施設を整備する |
|---|

(3) 緑の再生に係る課題

①分析

- 春日井市の都市公園は、約5割が整備後40年以上経過している
- 公園面積は県内でも上位に位置している。
- 健康志向や癒しを求めるなどのニーズが多様化している
- P-PFIなど、国が進める緑に関わる規制緩和政策の動向等も踏まえつつ、現状の公園などを有効活用しながら、緑の確保や活用方法の方向性を示すことが求められる
- 街路樹については、巨木化により、民地や歩道路面、信号の視認性への影響が出ている
- 街路樹や公園の樹木について、四季を感じられるよう再整備が求められている
- 市の北西部には少年自然の家が整備され、里山体験などが行われており、自然と触れ合える環境となっている
- 丘陵地と市街地の結接点にあたる市の北西部では、大学敷地内での里山林整備モデル事業の取り組みが実施され里山林の再生が求められている
- 内津川での内津川緑地、内津川放水路で緑道・公園などが整備され、市民のうるおいの場として親しまれている
- 本来緑が有する環境保全やレクリエーションなどの機能を、まちづくりに生かしていかなければならない
- 量的充足から質的深化を求めるニーズがある
- 南海トラフ地震や局地的大雨など災害への意識が高まっている

②現況の注目ポイント

- 公園・緑地等の老朽化対策が求められている
- 街路樹が巨木化し、歩行の安全性や景観の悪化を招いている
- 季節を感じられる緑の整備が求められている
- 大雨や地震等の災害に対する意識が高まっている

③取り組む課題

上記を踏まえ、以下の課題に取り組む

- 公園施設の質の向上
- 公園・緑地、街路樹の計画的な維持管理、質の向上
- 緑と調和のとれた良好な景観づくり
- 市民に親しまれる機能の整備
(地域の特色や防災等多様なあり方を付加)

(4) 緑に係る協働を推進するための課題

①分析

- 量的充足から質的深化を求めるニーズがある
- 多様な緑を、適切かつ有効に維持管理するため、地元団体等が実施する際の管理基準を設ける必要がある
- 緑を活用する為、地元や企業との連携が求められる
- 緑に関わるまちづくりを具体的に推進するため、地域団体や企業、行政の効果的な連携が求められている
- 市民、事業者、行政等の協働関係をより緊密にするため、様々なイベント等交流機会の拡充が求められる
- 緑への関心を醸成するため、イベントの開催や補助の情報などを効果的に提供する必要があります
- 住民等が維持・管理することで、良好かつ快適な空間を形成するなど、緑に関わる環境づくりが進められている
- 民有地において、緑化協定を締結したり住宅に生垣を作るなど、緑に関わる地域ぐるみの環境形成が行われている
- 身近な公園は、地元の自治会等が維持管理を行っているが、高齢化が進んでおり、後継者（担い手）の育成が必要である
- 公園・緑地の樹木や街路樹は特に落葉等の清掃が問題に挙げられている

②現況の注目ポイント

- 公園や街路樹の落ち葉等の清掃が地域住民の負担となっている
- 維持管理を受け持つ地元団体の高齢化が進んでいる

③取り組む課題

上記を踏まえ、以下の課題に取り組みます。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 維持管理のあり方に関する官民協働の関係づくり ● 次世代の担い手育成 ● 緑のまちづくりにかかわるきっかけづくり（イベント等開催や情報発信） |
|--|